

令和8年3月高浜市議会定例会会議録（第1号）

令和8年3月高浜市議会定例会は、令和8年2月26日
午前10時高浜市議場に招集された。

議事日程

- | | |
|------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定
(諸報告) |
| 日程第3 | 施政方針 |
| 日程第4 | 教育行政方針 |
| 日程第5 | 同意第1号 副市長の選任について |
| 日程第6 | 同意第2号 教育委員会教育長の任命について |
| 日程第7 | 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第8 | 議案第3号 指定金融機関の指定について |
| | 議案第4号 高浜市行政手続条例の一部改正について |
| | 議案第5号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について |
| | 議案第6号 高浜市犯罪被害者等支援条例の制定について |
| | 議案第7号 高浜市水道事業及び下水道事業審議会条例の制定について |
| | 議案第8号 高浜市上水道事業給水条例及び高浜市公共下水道条例の一部改正について |
| | 議案第9号 高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について |
| | 議案第10号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について |
| | 議案第11号 高浜市職員の旅費に関する条例の一部改正について |
| | 議案第12号 高浜市事務分掌条例の一部改正について |
| | 議案第13号 高浜市障害者扶助料支給条例の一部改正について |
| | 議案第14号 高浜市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について |
| | 議案第15号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について |
| 日程第9 | 議案第16号 令和7年度高浜市一般会計補正予算（第12回） |
| | 議案第17号 令和7年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3回） |
| | 議案第18号 令和7年度高浜市土地取得費特別会計補正予算（第2回） |
| | 議案第19号 令和7年度高浜市公共駐車場事業特別会計補正予算（第2回） |

- 議案第20号 令和7年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第5回）
- 議案第21号 令和7年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）
- 日程第10 議案第22号 令和8年度高浜市一般会計予算
- 議案第23号 令和8年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第24号 令和8年度高浜市土地取得費特別会計予算
- 議案第25号 令和8年度高浜市公共駐車場事業特別会計予算
- 議案第26号 令和8年度高浜市介護保険特別会計予算
- 議案第27号 令和8年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第28号 令和8年度高浜市水道事業会計予算
- 議案第29号 令和8年度高浜市下水道事業会計予算
- 日程第11 報告第1号 令和8年度高浜市土地開発公社の経営状況について
- 報告第2号 令和8年度高浜市総合サービス株式会社の経営状況について
- 報告第3号 専決処分の報告について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

1番	橋本友樹	2番	荒川義孝
3番	神谷直子	5番	野々山啓
6番	今原ゆかり	7番	福岡里香
8番	岡田公作	9番	長谷川広昌
10番	北川広人	11番	鈴木勝彦
12番	柴口征寛	13番	倉田利奈
14番	黒川美克		

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市	長	杉浦康憲
副	市長	深谷直弘
教	育長	岡本竜生
企	画部長	野口恒夫
総合政策グループリーダー		榊原雅彦
総合政策グループ主幹		原田優
秘書人事グループリーダー		京極昌彦

総務部長	杉浦崇臣
行政グループリーダー	久世直子
財務グループリーダー	平川亮二
市民部長	岡島正明
市民窓口グループリーダー	神谷直子
経済環境グループリーダー	都築真哉
福祉部長	竹内正夫
こども未来部長	磯村順司
こども育成グループリーダー	板倉宏幸
文化スポーツグループリーダー	鈴木明美
都市政策部長	杉浦睦彦
土木グループリーダー	島口靖
都市計画グループリーダー	村松靖宣
防災防犯グループリーダー	亀井勝彦
上下水道グループリーダー	大村智康
会計管理者	山下浩二

職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	内藤克己
主 任	立花容史枝
主 事	大岡靖治

議事の経過

○議長（神谷直子） 皆さん、おはようございます。

議員各位には、公私御多忙のところ、御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

3月定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会には、令和8年度予算案及び令和7年度補正予算案のほか、同意、条例の制定や一部改正など、いずれも重要な案件が提出されています。議会といたしましても、これらの諸案件に対し、十分なる審議を尽くし、市民の要望する諸施策を市政に反映すべく努力いたしたいと存じます。議員各位におかれましては、格別の御協力を賜りますようお願いを申し上げまして、開会の挨拶といたします。

午前10時00分開会

○議長（神谷直子） ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和8年3月高浜市議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

ここで、市長より招集の挨拶があります。

市長。

〔市長 杉浦康憲 登壇〕

○市長（杉浦康憲） 皆さん、おはようございます。

本定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、令和8年3月高浜市議会定例会を招集しましたところ、議員各位には大変お忙しい中、全員の方に御参集をいただき、誠にありがとうございます。

日頃より、市政各般にわたりまして、格別の御尽力をいただいておりますことを厚く御礼申し上げます。

今月、市の職員による中部公園一新プロジェクトが活動を開始しました。

中部公園は市の中心部という立地に加え、広い敷地と大型遊具を有することから高齢者や家族連れなど、多様な人々に利用される憩いの場となってきました。一方で、昭和63年に開設されてから37年が経過していることから、設備の老朽化など課題も生じてきているところであります。

公園は、平時は自然と触れ合い、世代や立場を超えた交流の拠点として、有事の際には避難場所として、その空間に様々な役割を内包しております。こうした公園の課題と役割をしっかりと捉え、これからの高浜市の未来を照らすモデルとして長年愛されてきた中部公園の新たな形をつくり上げるべく努力してまいります。

令和8年度の予算編成方針及び重点取組事業につきましては、後ほど施政方針の中で申し上げますが、「共に創る予算」と位置づけ、防災力の強化につながる事業、教育環境の向上につながる事業の2事業に重点を置いたものでございます。

第7次高浜市総合計画では、スタートから3年がたち、来年度から4年目を迎えます。この3年間、物価高騰の長期化や生成A Iの急速な進化、不透明感を増す国際情勢など、市を取り巻く環境は大きく変化しました。今後、行っていく後期計画の策定につきましては、これまでの3年間を試みた上で、昨今の時勢に適用したものとなるよう検討してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、本定例会に提案いたします案件につきまして、申し上げます。

本定例会におきましては、同意3件、議案27件及び報告3件の計33件をお願いするものでございます。詳細につきましては、私、副市長、担当部長及び会計管理者より説明させていただきますので、慎重に御審議の上、御同意、御可決あるいはお聞き取りを賜りますようお願いを申し上げます。

また、港小学校長寿命化改良工事や中学校屋内運動場への空調整備などに関しては、補正予算

の議案の提出を追加提案させていただく予定がございます。これらにつきましても御配慮賜りますようお願いを申し上げます、招集の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔市長 杉浦康憲 降壇〕

午前10時4分開議

○議長（神谷直子） これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

○議長（神谷直子） 日程第1 会議録署名議員の指名を議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、11番、鈴木勝彦議員、12番、柴口征寛議員を指名いたします。

○議長（神谷直子） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期については、あらかじめ議会運営委員会で協議されておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、北川広人議員。

〔議会運営委員長 北川広人 登壇〕

○議会運営委員長（北川広人） 皆さん、おはようございます。

御指名をいただきましたので、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

本日、招集されました令和8年3月高浜市議会定例会の運営については、去る、令和7年12月10日及び令和8年2月19日に委員全員出席の下、議会運営委員会を開催いたしました。

当局より提示されました案件については、検討しました結果、会期は本日より3月26日までの29日間と決定いたしました。

会議日程及び議案の取扱いにつきましては、本日、同意第1号から同意第3号の議案の上程、説明、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決をお願いします。続いて、議案第3号から議案第29号の議案の上程、説明を受け、報告第1号から報告第3号の説明を受けます。

3月3日及び4日の2日間は一般質問を行い、一般質問終了後、関連質問を行います。

3月10日は、議案第16号から議案第21号の補正予算関係議案の質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決をお願いします。続いて、議案第3号から議案第15号の一般議案、議案第22号から議案第29号の予算関係議案について総括質疑を行い、議案の委員会付託をお願いします。

また、議案第22号から議案第29号については、予算特別委員会を設置し、3月12日及び13日の2日間、審査を行います。

総務建設委員会については、議案第3号から議案第9号の7議案を付託、福祉文教委員会については、議案第10号から議案第15号の6議案及び請願第1号を付託し、審査を行うことに決定しました。

なお、各委員会の日程については、既に配付してあります日程表のとおりですので、御了承いただきますようお願いをいたします。

この3月定例会が円滑に進行しますよう、皆様の御協力をお願い申し上げまして、報告とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

〔議会運営委員長 北川広人 降壇〕

○議長（神谷直子） ただいま議会運営委員長の報告がありました。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から3月26日までの29日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から3月26日までの29日間と決定いたしました。

ここで諸般の報告をいたします。

本日まで、請願書1件が提出され、これを受理いたしました。

請願につきましては、会議規則第132条の規定により、既に配付されております請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託し、委員会において速やかに審査されますよう、お願いいたします。

次に、12月分までの一般会計、特別会計及び企業会計の例月出納検査報告書及び定期監査報告書が監査委員から提出され、議会図書室にて保管しておりますので、随時御覧をお願いいたします。

報告事項は以上であります。

○議長（神谷直子） 日程第3 施政方針を行います。

市長の施政方針を求めます。

市長。

〔市長 杉浦康憲 登壇〕

○市長（杉浦康憲） 「たかはま一心」、私はこの言葉を胸に、昨年9月、市政のかじ取りをお預かりいたしました。振り返れば、あっという間の半年でありましたが、市政の現場は一日たりとも同じ日はなく、判断を先送りできない現実と日々向き合ってきました。

物価高騰は市民の日常生活に大きな影響を及ぼし、社会保障費の増大は市政運営における財政

構造そのものに重くのしかかっています。さらに、南海トラフ地震への備えや気候変動に伴う災害リスクの高まりなど、いつか備える課題ではなく、今、向き合うべき現実が、私たちの足元に確かに存在しています。

本市の財政は、決して余裕のある状況ではありません。しかし、私はこの現実をただ悲観すべき状況だとは捉えていません。今、私たちは、これまで積み重ねてきた仕組みや事業を一度立ち止まって見直し、次の世代につなぐために選び直す局面に立っている、そう考えています。

こうした時代に自治体に求められるのは、聞こえのよい言葉や派手な施策ではありません。限られた資源の中で何を守り、何を見直し、何を未来へ託すのか。その選択と判断を市民の皆様と共有し、納得の下で進めていく姿勢こそが今最も重要であります。

かつて、本市は市立病院の民間移譲をはじめ、公共施設の再編など、痛みを伴う決断から逃げずに全国に先駆けて取り組んできました。その背景には誰かが何とかしてくれるという依存から脱し、市民、議会、行政が高浜市の共同経営者として現実に向き合ってきた歴史があります。だからこそ、今の高浜市があります。現場の声に耳を澄まし、小さな警鐘を見逃さず、必要などころに必要な変化を重ねていく、その積み重ねこそが自治体の生き抜く力になると私は信じます。

私が掲げる「たかしま一心 ～つながる力で未来を創る～」は理想論ではありません。人口が減り、財源が限られる時代だからこそ、人と人の力をつなぎ、行政だけに頼らない、しなやかで強いまちをつくる、その現実的な覚悟を表した言葉であります。

令和8年度は、これまでの取組を土台としながら、事業の優先順位を一層明確にし、やるべきことをやるべき形で進めていく1年となります。

市民生活に直結する安心を守り、未来への投資を怠らない、その難しい両立に挑戦してまいります。その決意の下、令和8年度の当初予算につきましては、「共に創る予算」と位置づけ、枠配分予算の実施などを予算編成方針に掲げました。重点取組事業についても、「防災力の強化につながる事業」、「教育環境の向上につながる事業」の2事業とし、予算編成をいたしました。

それでは、これより令和8年度の主要施策について、第7次高浜市総合計画の基本目標に沿って述べさせていただきます。

まず、はじめに、基本目標Ⅰ「手を取り合ってみんなでまちをつくろう」でございます。

厳しい財政状況の中にあっても、市民生活に直結する安心を守り、未来への投資を続けるためには、市民と行政が手を取り合い、共にまちづくりを進めていくことが不可欠であります。そのために、本市の課題を共有し、将来像を共に展望する場として、定期的な市民会議を開催し、対話に基づく市政運営を推進してまいります。あわせて、市民の皆様とつくり上げた第7次高浜市総合計画の後期計画の策定に着手してまいります。

また、多様化する住民ニーズに対応するため、生成AIを活用し、業務の効率化や住民サービスの向上に取り組んでまいります。

次に、基本目標Ⅱ「みんなで学び・高め合い 高浜の未来を育もう」でございます。

子育て支援におきましては、吉浜幼稚園の改修を経て、4月より乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度を開始し、全ての子育て家庭に対する体制を整えてまいります。

学校教育におきましては、港小学校の長寿命化改良工事を着実に進めるとともに、中学校屋内運動場への空調設備整備を推進し、教育環境と避難所環境の向上を図ります。あわせて、本市で育った子ども・若者たちの文化・スポーツ分野での活躍を広く発信し、地域の誇りと次代を担う人材育成につなげてまいります。

また、物価高騰への対応として、学校給食費の高騰分を補助し、子育て世代への負担軽減を図ります。

次に、基本目標Ⅲ「行きたい 住みたい 住み続けたい 魅力がつながるまちをつくろう」でございます。

環境分野では、資源分別拠点の運営を持続可能な体制へ再構築し、シルバー人材センターへの委託を進めるとともに特別拠点の開設日拡大や民間連携を図ります。

また、高浜小学校や地域交流施設たかぴあへの太陽光発電の設置を進め、カーボンニュートラルの実現に取り組んでまいります。

都市基盤整備では、道路、橋りょう、公園、水道施設など、計画的な維持・修繕を行い、安全で快適な住環境を守ります。加えて、職員で構成する「中部公園一新プロジェクト」を推進し、災害時には安心して避難できる場所としての機能向上を図ると同時に多世代が交流できる新たな公園の在り方を検討してまいります。

また、服部新田排水機場のポンプ更新に向けた実施設計に着手します。

そして、物価高騰への対応として、4か月分の水道基本料金を免除いたします。

次に、基本目標Ⅳ「心もからだも元気 毎日を笑顔で暮らそう」でございます。

複雑化する福祉問題に対し、行政が最後のセーフティネットとしての責任を全うし、地域の絆や知恵が生きる仕組みを共につくり上げることで、次世代へ続く持続可能な福祉を実現してまいります。その実現に向け、全国こども食堂支援センター「むすびえ」と連携し、まぜこぜの居場所づくりを加速させます。

世代や属性を問わず、自然に混ざり合い、支え合える、緩やかなつながりによるセーフティネットを地域の中に育んでまいります。

防災分野では、「災害時に誰一人取り残さない」という理念の下、避難行動要支援者に対する連携体制を構築するとともに、防災倉庫の整備や防災士育成を進め、地域防災力の向上を図ります。

結びに、本市の財政状況は厳しさを増しています。物価高騰や扶助費の増大、将来に向けた投資が重なる中で、これまでと同じやり方を続けることは、もはや現実的ではありません。だから

こそ、今、高浜市行財政改革推進プロジェクトを立ち上げ、市政の在り方を一度リセットし、次の時代に耐え得る形として再起動する挑戦に踏み出します。このまま手を打たずに時間を過ごせば、将来世代に大きな負担を先送りすることになりかねないからです。

それは何かを諦めるための取組ではありません。市民の暮らしと必要な行政サービスを将来にわたって守り続けるために、今、果たすべき責任として行う前向きな選択であります。

市民の皆様、議会の皆様と課題を共有し、共に議論を重ね、共に選び、共に進めていく。その積み重ねこそが、高浜の力になると私は信じています。

このまちの未来は、誰かが用意してくれるものではありません。一人一人の選択と行動の先に未来があります。私は市長として、その力を信じ、つなぎ、前へ進める責任を真正面から果たしてまいります。

市民の皆様並びに議員各位の御理解と御協力をお願い申し上げ、令和8年度の施政方針とさせていただきます。

〔市長 杉浦康憲 降壇〕

○議長（神谷直子） 以上で、施政方針は終わりました。

○議長（神谷直子） 日程第4 教育行政方針を行います。

教育長の教育行政方針を求めます。

教育長。

〔教育長 岡本竜生 登壇〕

○教育長（岡本竜生） 令和8年度教育行政方針。

第7次高浜市総合計画の下で、令和5年度に策定した第2次教育基本構想の実現に向けて、社会の変化や教育を取り巻く環境、また、高浜の子供たちの実態を踏まえ、自分・仲間・社会の幸せのために学び続ける子どもの育成を基本理念とし、生きる力を育む質の高い教育活動の実施と、一人一人を大切にしたいきめ細やかな教育のしくみの創造を柱に取り組んでまいります。

それでは、令和8年度に重点的に取り組むところを中心に説明をいたします。

1、生きる力を育む質の高い教育活動の実施。

（1）教師力・授業力の向上では、主体的・対話的で深い学びを一層意識した授業構想と授業実践を推進していくよう、主題研究や一人一授業実践の充実を図ります。また、SDGsについての内容を高浜カリキュラムに位置づけて学習を進めていきます。

（2）社会の変化に対応した取組では、変化の激しい時代においても、自分のよさを理解し、自己肯定感を向上させ、自分らしく生きる力を育むために、キャリア教育の充実に向けた取組を継続して進めていきます。

2、一人一人を大切にしたいきめ細やかな教育のしくみの創造。

(3) 外国籍児童生徒支援教育の充実では、通訳・翻訳活動、相談活動、言語指導、進路相談など、支援を必要とする子供や保護者に細やかな対応を行います。

3、学校・家庭・地域の連携。

(1) 相談活動・学習支援の充実では、スクールカウンセラーとのコンサルテーションを充実させることにより、学校と考えを共有して、カウンセリングがなされるようにしてまいります。

4、安全で快適な教育環境。

(1) 安心・安全で快適な教育環境整備では、既に着手している港小学校の長寿命化改良工事を確実に進めていきます。また、高浜中学校と南中学校の屋内運動場の空調整備工事を行います。

(2) 教職員の業務改善では、業務量管理・健康確保措置実施計画に基づき、教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、優先順位を定めながら業務改善を図ります。

第7次高浜市総合計画にある将来都市像に迫るために、どのような状況にあらうとも、自分の人生を自分らしく幸せに生きるために学び続けられる力を育むことが大切であると考えます。そのためには、身近な仲間や自分が身を置く社会そのものが幸せであることが自分の幸せにつながることを実感できることが大切です。

高浜市教育委員会では、これらを踏まえ、家庭や地域の人々、各種団体の方々と力を合わせ、学校づくりを進めてまいります。

〔教育長 岡本竜生 降壇〕

○議長（神谷直子） 以上で、教育行政方針は終わりました。

暫時休憩いたします。再開は10時半。

午前10時25分休憩

午前10時30分再開

○議長（神谷直子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 同意第1号 副市長の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（杉浦康憲） それでは、同意第1号 副市長の選任につきまして、提案理由を申し上げます。

本案は、令和4年4月から副市長として大変御尽力をいただきました深谷直弘が、本年3月31日で任期満了となりますことから、引き続き、副市長に選任したく、議会の御同意をお願いするものであります。

同氏の略歴につきましては、議員の皆様も既に御存知でございますが、昭和55年4月から高浜市職員として長年にわたり行政運営に尽力され、知識、経験とも非常に豊富であると同時に、人

望も厚く誠実であります。令和4年4月から、副市長として様々な行政課題に対して幅広く柔軟に対応し、市政の進展に努めております。

本市を取り巻く状況は厳しい財政状況乗り越えていくためには、行動力と幅広い対応ができる能力の持ち主であり、また、地域、職員からの人望も厚く、私の補佐役として適任者であると判断しておりますので、市議会の皆様におかれましては、よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます、提案理由とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（神谷直子） これより質疑に入ります。

14番、黒川議員。

○14番（黒川美克） 同意第1号 副市長の選任について、質問をさせていただきます。

私は、現在の高浜市の財政状況は市の存続が危ぶまれる危機的な状況に陥っていると思います。この難局を乗り切るためには、副市長には、市の財政に詳しくスピード感と実行力があり、アイデアが豊富な人材の登用が欠かせないと思います。また、この閉塞感を打破し、新たな未来を切り開いていくためには、旧態依然とした組織や手法ではなく、斬新な発想をするといった企画、実行力のある人材の登用が欠かせません。また、将来を見据え、明るい未来を展望するためにも市長が変わったことによる刷新感が極めて重要となります。この刷新感の象徴が副市長人事だと思います。

私は、現副市長には市の財政危機を招いた極めて重い責任があると思っております。振り返ると、この財政状況に陥った財政危機の本質は、事務方のトップである副市長の責任が大きいと思います。財政の厳しさを見通し、数年前の適切な時期に覚悟を持って、前市長に行政改革を強く進言していれば、これほどの財政危機には陥っていなかったのではないのでしょうか。

一見、財政危機の責任は総務部長にあるように見られますが、組織の立場から言うと、副市長にこそ大きな責任があります。また、現時点においても、将来の財政見通しや具体的な対策が示されていません。本市の危機的な財政状況やその責任の所在を明らかにした場合、市民は副市長の再任を許しますか。私が、高浜市政について職員のOBや市民に…

○議長（神谷直子） 黒川議員。それで質問は。

○14番（黒川美克） 今から質問します。前段です。

○議長（神谷直子） ちょっと長かったのですが。すいません。

○14番（黒川美克） …市長や副市長、教育長の報酬カットや病院の跡地利用についてよく言われます、覚悟を示すべきだと。このような厳しい市民の声を耳にしていますが、財政危機の責任を負う現副市長の再任を市民が到底許すとは思えません。

そこで、杉浦市長が杉浦副市長を自分の片腕として再度選任する具体的な理由をお答えください。

○議長（神谷直子） 黒川さん、今、杉浦副市長と言いましたけど、深谷副市長でいいですね。

〔「違います」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 副市長、深谷さんですよ。

〔「副市長は深谷さんですけども、市長がどうして選んだか。

先ほどの説明では…」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 今、先ほど多分言い間違えたと思うんです。副市長のこと杉浦副市長って言ったので。

〔「失礼いたしました」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） いいですか。そこは、深谷副市長で。

〔「杉浦市長です。」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 市長、答弁をお願いします。

○市長（杉浦康憲） ありがとうございます。

副市長の再任につきまして、賛否様々な声があることはもちろん私も承知しております。私自身も実はいろんな地域の方、そして職員の方々にもお聞きしました。その中で、もちろん否定的な言葉もありましたし、肯定するという言葉もありました。もちろんそれは人間、完璧な人間いませんから、どちらの意見があってもそれはしかるべきだと考えております。

その上で、私がなぜ今回、深谷氏を副市長に再任をお願いしたかということ、やはりこの今の局面です。この今の局面で一番、実行体制、一番、最も結果が出せる体制は誰かということを考えて上で判断いたしました。

先ほどの施政方針でも申し上げましたが、私自身も議員として10年間、皆様と共にこの高浜市の財政運営が楽でないことを共有した上で、予算や決算を審査し見直すことは見直してきた、そういった歴史があったと思います。そして、やるべきことをやってきた。それで、今、高浜市はあると思っております。

そんな構造を、今回、変えるべく大きなプロジェクトを発足します。その体制を確実に進めるためには、深谷さんと考えております。そして、財政経験がないということは致命的だというお話がありましたが、副市長の役割というのは、特定の分野の知識だけで市政を回すのではなく、全庁的、横断で仕事を動かし、調整し、結果を結びつけていただくことだと考えております。

財政につきましても、総務、財政部門の専門職をはじめ、関係部局が一体となり、情報と判断材料を共有しながら意思決定の速度と質を高めていく必要があります。

副市長には、改革局面で職員力を束ね、現場を動かす統率と調整の役割を担っていただきます。不確実性の高い時代に必要なのは肩書きでなく、チームで結果を出す体制だと考えておりますので、その体制の右腕として振るえるのは、深谷副市長だと私は判断しました。

あと、病院のくいの問題につきましては、交渉案件ですので、ここでの発言は控えさせていただきます。

先ほども申しましたが、今のこの財政状況の中で求められる人材というのは、まず即戦力です。私が新任として、新しい副市長と一から成長していくことを自分自身で考えたことも否定することではありません。ただ、今、高浜市が置かれている状況は、そうした立ち上げの時間を十分取れる局面ではありません。これまでの経緯と現状を踏まえた上で、最短距離で結果を出す執行体制を組む必要がある、私はその判断をして、引き続き深谷氏が必要だと考え、再任を提案いたしました。その任命責任として、この厳しい時代と一緒に乗り越える覚悟で再任提案であることを御理解していただきたいと思います。

○議長（神谷直子） ほかに。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） 今、市長は、今後こうしてく、ああしてくってというお話なんですけど、やはりこれまでの副市長の業績がどうだったかっていうところをしっかりとそこは把握していただきたいですし、その上での判断だと思いますので、その部分についてお答えいただきたいと思います。

今回、先ほど市長は、余裕、先ほどから言ってますけど、余裕のある状況ではありませんというふうに財政についておっしゃっております。でも、先ほど黒川議員がおっしゃったように、余裕があるレベルではなくて、もう地が立ち行かなくなるレベルですよ。

今回の当初予算編成後、財調は7億1,000万円です。しかし、この3月議会で可決されれば、減収補てん債、これ借金を7億5,400万円する。そうした上での7億1,000万円なんですよ。ということは、これなければもう赤字なんですよ。その財調10億っていう話じゃないんです、もう赤字なんですよ。

で、この状況をつくった一人がこれ副市長なんですよ。だから、今後どうします、ああしますじゃなくて、もうこの状況をつくった責任、これについてどうなんですか、市長。まず、そこについてお聞かせください。

それから2つ目。今の御答弁で、やるべきことをやってきた。何をやってきたんでしょうか。先ほど黒川議員がおっしゃったように、くいの問題もやってません。終わっていません。多分終わってないでしょう、今の話でいくと、解決してないでしょう。2年も放置されています。

それから、私が議員になってからずっと言っている耐震のない公共施設もいまだに放置です。市民が使っています。大山会館も放置です。高浜中央保育園の3階も放置です。ですから、何をやってきたのかっていうのが分かりませんので、何をやってきたのか具体的に教えていただきたい。

それから3点目です。もちろんこの財政状況ですので副市長には報酬の大幅な減額を申し入れて、了承していただいた上での今回の議案上程でよろしかったでしょうか。

まず、この3点をお願いいたします。

○議長（神谷直子） 市長。

○市長（杉浦康憲） 御意見として受け承りますが、この高浜市の状況をつくった一人であると言われましたが、深谷さんに大変失礼ですが、そこまで一人で責任を負うほどの職責だとは思っておりません。先ほども言ってきましたが、この10年じゃないですよ。20年、30年ずっとこの高浜市、それをつくってきたのは執行部であり、市長であり、そして議員であり、そして市民の皆様です。それがあって今があるということで、過去の何かをああだから、こうだから、この人に一人に責任があるんだ、そういったことは全く私は思いません。

そして、当然そりゃ僕だって思いますよ。過去にこんな事業何でやったんだ。こんな建物何で造ったんだと思うことがあります。でも、そんなの言ってもしょうがないですよ。今から何かやっていく、それが大事だと考えております。

そして、あと、やるべきこととやらないことという話がありましたが、個別の案件というのは、もちろん今やってることもあるし、やったこともあるし、まだできてないこともあるでしょう。やるべきことをやってきたというのは、別に深谷さんが一人でやったということではなく、この高浜市は、公共施設の再配置、病院のこと、今この辺は他市でも大きな問題になってますよね。これを先駆けてやってきた、そういった歴史がある。そういった歴史の上で今あるということをお話をさせていただきました。

報酬に関しては、別に今回議案は出てませんので、そのとおりであります。以上です。

○議長（神谷直子） 13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） そのとおりでありますっていうのがよく分からないんですけど、そのとおりということは、報酬を減らすこともないっていう、そういったお話だったんでしょうか。

今後、報酬を大幅に減額してくっていう話も全くなく、今回お話を副市長に、深谷さんにされたのかっていうところと、あと、今、そこまでの職責ではないと言われました。私、びっくりしました。非常に重い責任持ってますよ、副市長という。

私ですね、今までみんなの責任じゃないかみたいなお話をされました。じゃあ、令和4年4月から副市長として、具体的にどんなことされたんですか。そして、どんなふうはこの財政状況を見てきたんでしょうか。これすごい非常に重い責任ですよ、これ、こんな状況にしたのは。で、市長に代わられて、この半年、もう何やってきたんですかね、副市長は。市長は、令和4年の4月から深谷副市長が副市長に就任してから何を評価されたんですか。これ具体的にきちんと教えていただかないと、これ全く賛成できないですよ。私は、反対に私はこのような状況に陥った重い責任を取って、本来であれば自ら退任するぐらいの状況ではないかと思っているのに、再任ということで非常に驚いております。そこはつきり御答弁ください。

○議長（神谷直子） 市長。

○市長（杉浦康憲） いつものとおり、言葉の端々を捉えての御発言かと思いますが、別に副市

長の責任が軽いなんてことは一言も言ってません。副市長が一人でやったから今の全て、この今の高浜市があるような御発言をされましたので、それはないですよという、そんな大きな責任はないですよという話をさせていただいたわけです。それをどう捉えるかは、倉田議員の勝手ですから、それは別に私は強制するものではありません。

そして、みんなの責任でって僕が言ったと言いますが、別にみんなの責任、誰の責任という、別に責任逃れするつもりもありません。今の高浜市がある、この現状を認識した上で進めていかなきゃいけない、それしかないと考えております。

報酬に関しては、別に何か今から議案を、先ほども言いましたけど、提出するというわけでもなく、別に現状のとおりやらせていただくつもりであります。別に現状、倉田議員が報酬に関して御意見があれば、それは別に言っていただければ別に結構ですけど、私は特に今現在のところでは考えておりません。

○議長（神谷直子） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

7番、福岡里香議員。

〔7番 福岡里香 登壇〕

○7番（福岡里香） 議長のお許しをいただきましたので、同意第1号 副市長の選任について、反対の立場から討論いたします。

現在、本市の財政状況は、極めて厳しい局面にあると認識しております。

本市の財政運営を支えてきたこれまでの予算や議案に賛成してきた議員の一人として、今日の財政状況についての責任の一端は、私自身にもあると深く受け止めております。

その反省と自覚に立った上で申し上げます。

この難局を乗り越えるためには、副市長には財政運営の見通しを的確に示し、組織をまとめ、スピード感と実行力を持って改革を進める役割がこれまで以上に求められています。

副市長は、事務方のトップとして市長を補佐し、市政運営の整合性を確保する重責を担ってい

ます。しかしながら、現副市長のこれまでの市政運営を振り返ったとき、財政の悪化を未然に防ぐための強い進言や抜本的な行財政改革の推進が十分であったのか、大きな疑問を抱かざるを得ません。

令和7年12月定例会において、常勤特別職の期末手当の支給割合を引き上げる議案第80号が上程され、その後、引き下げのための特例条例である議案第83号が上程されました。議案第83号は、期末手当の支給割合を引き下げる特例条例であります。この条例は、令和9年3月31日限りで効力を失うものとされています。すなわち、特例が失効すれば、支給割合そのものを引き上げる改正後の内容が適用される構造となっています。そもそも、議案第80号により支給割合そのものを引き上げる改正を行わなければ、このような2段階の制度設計は必要ありませんでした。

このような制度設計を選択したこと自体について、十分な内部調整と慎重な検討がなされていたのか、私は疑問を抱いております。

財政が厳しい局面にあって、このような構造となる議案提出について、市長に対し、よりの確な調整と助言を行うことが副市長の重要な役割であったのではないのでしょうか。また、将来の財政見通しや具体的な立て直し策について、市民に十分な説明がなされているかという点についても、なお課題があると受け止めています。

一方で、私が議員となってからの3年間、副市長が高浜市の様々なイベント等に出席され、地域を盛り上げようと尽力されている姿を数多く拝見してまいりました。その点については、率直に評価をしております。

しかしながら、その評価とは別に、現在の厳しい財政局面において、本市の将来を託す体制として最適であるかという点については、私は、なお疑問を抱かざるを得ません。

市民の不安の声に向き合い、市民を代表する議員としての責任から、同意第1号には賛成できないことを申し上げ、私の反対討論といたします。

〔7番 福岡里香 降壇〕

○議長（神谷直子） 賛成討論を求めます。

6番、今原ゆかり議員。

〔6番 今原ゆかり 登壇〕

○6番（今原ゆかり） 議長のお許しをいただきましたので、同意第1号 副市長の選任につきまして、公明党を代表し、賛成の立場で討論させていただきます。

深谷副市長には、これまで市政の安定運営に尽力されてまいりました。丁寧で誠実な姿勢は職員の皆様からの信頼も厚く、また、議会に対しても真摯に向き合ってこられました。その温厚で調整力のあるお人柄は、市役所組織をまとめる要として大きな役割を果たしてこられたものと感じております。

昨年9月には杉浦市長が就任され、市政は新たな局面を迎えました。今まさに、これまでの経

験と市政全体を見渡す視点を持ち、市長を力強く支え、市政運営を円滑に進めていく存在が不可欠であります。

本市が直面する財政課題を乗り越えるためにも、継続性と調整力は大きな力となります。引き続き、市民福祉の向上と持続可能な市政運営に尽力されることを期待し、賛成討論といたします。

〔6番 今原ゆかり 降壇〕

○議長（神谷直子） 反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 賛成討論を求めます。

11番、鈴木議員。

〔11番 鈴木勝彦 登壇〕

○11番（鈴木勝彦） 議長のお許しをいただきましたので、同意第1号 副市長の選任について、市政クラブを代表して賛成の立場から討論を行います。

深谷氏は、昭和55年4月の入庁以来、40年以上にわたり、本市行政の最前線で尽力されてきました。特に、平成24年から都市政策部長、そして、平成30年からは企画部長という要職において、本市の都市基盤整備や将来ビジョンの策定を主導してこられた実績は、誰もが認めるところであります。

都市政策と企画、この2つの重要部局を統括した経験は、現在の本市の直面している公共施設の再配置や持続可能なまちづくりという難題に取り組む上で、不可欠な専門知識と広い視野を深谷氏に授けています。現場の課題を熟知しつつ、市全体を把握して政策を立案できる実行力は、副市長として最もふさわしい資質であります。

令和4年、副市長就任以来、前吉岡市長の補佐役として、また、職員のリーダーとして円滑な市政運営に大きく寄与されてきました。変革期にある地方自治体において、組織を安定させ、かつスピード感を持って施策を推進するためには、深谷氏のような行政実務に精通し、周囲からの信頼も厚い人物が必要です。

以上の理由から、深谷直弘氏こそが高浜市のさらなる発展と市民サービスの向上のために、引き続き、副市長として職務を担うべき最適任者であると確信し、同意第1号に賛成いたします。

議員の皆様方の多くの賛成をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます、賛成討論とさせていただきます。

〔11番 鈴木勝彦 降壇〕

○議長（神谷直子） 反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

同意第1号 副市長の選任について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神谷直子） 起立多数であります。よって、本案は原案に同意することに決定いたしました。

○議長（神谷直子） 日程第6 同意第2号 教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（杉浦康憲） それでは、同意第2号 教育委員会教育長の任命につきまして、提案理由を申し上げます。

本案は、令和3年4月から教育長として御尽力をいただきました岡本竜生氏が本年4月1日で辞職することから、新たに村越茂樹氏を教育長として任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の御同意をお願いするものであります。

なお、任期につきましては、同法第5条第1項において、教育長の任期は3年とし、補欠の教育長の任期は前任者の残任期間とすることとされていることから、令和8年4月2日から令和9年4月1日までとなります。

同氏の略歴につきましては、市内の小中学校におきまして、教頭及び校長を歴任し、また、西三河教育事務所においては課長職を経験するなど、学校運営や教育行政の推進に大いに貢献されております。

また、人格も高潔で教育に深い見識を有しておられることから、本市教育委員会教育長として誠に適任のお方であると考えておりますので、市議会の皆様におかれましては、よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（神谷直子） これより質疑に入ります。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） 今、村越氏の人格が高潔っていうお話があったんですけど、ほかにも、私、適任者の方が見えたんじゃないかなと思うんですけど、なぜ、あえてその村越氏になったのかっていうところがよく分からないので、そこの御説明をまずいただきたいのと、あと、村越氏、翼小学校の校長ということで、昨年、給食費の問題がございました。給食費が年度末に足りなくなって、校長と栄養教諭がその分を負担するという、足りなくなった分を負担するといった経緯が

ございました。これにつきまして、最終判断は教育長かもしれませんが、これ村越氏はどのような、これ法的根拠がないものですから、どのような法的根拠で栄養士にこれ負担をさせたのかっていうところの御意見をまず確認したいのと、それから、この栄養教諭、さすがにいろいろ精神的にもダメージが大きかったのかなと思うんですけど、その方に対してどのようなフォローアップをされてきたのか、そのあたりについて教えてください。

○議長（神谷直子） 市長。

○市長（杉浦康憲） 村越校長先生のお人柄に関しては、多分、皆さんいろんな現場で顔を伺ったりとか、保護者の方、生徒の皆さんからお聞きしてることも多々あると思います。もちろん、校長先生、ほかにも適任者もいたと思いますが、教育現場の教育長、岡本教育長とも相談した上で、村越氏が適任であるということで、私は今回議案を提出させていただきました。

村越氏の実績であります。教育現場で、本当に長年教育現場で経験をされている。西三河教育事務所での教育行政の経験を生かしながら、教育基本構想の着実な推進をはじめ、地域と協働する学校づくり、いじめ対策、不登校対策、外国籍児童への対策や特別支援教育の充実、教職員の業務の改善に至るまで多くのことを期待しております。

また、高浜版GIGAスクール構想に基づいたタブレットや電子黒板等のICT機器の有効活用、学校施設の長寿命化改良工事や屋内運動場への空調設備など、将来を担う高浜市の子供たちのために、私と教育長、教育委員会とが一層連携を図り、本市の教育行政を推進していく所存であります。

あと、給食費云々の話が出ましたが、こちらで答える案件だとは思ってませんので、答弁は控えさせていただきます。

○議長（神谷直子） ほかに。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） そのあたりは、全然、市長、確認されてないってということなんですかね。やはり、私、この事・すごく大きかったなと思うんですけど、それに対してしっかりどのような状況であったのか。そして、今、この栄養教諭、元気に働いてるのかとか、このいわゆる校長としてどのような対応をされてきたのかっていうのは、やはりここすごく重要であって、そこが適切にされてきてあれば、私も、教育長になっても大丈夫かなと思うんですけど、そうじゃなければ、やはり私はどうかなと思いますので、そのあたりは全然認識というか、そのあたり確認されていないということでしょうか、今の御答弁でいきますと。

○議長（神谷直子） 倉田議員。適任かどうかということと、その栄養士の方がどのような状況かというのは、あまり議案に関係ないと思うんですけど。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） 全く関係ないわけじゃないですよ。やはり、そういった大きな事・があった

わけですから、それに対する対応がしっかりできているかどうかというところは、やはり確認しないと、私も…

○議長（神谷直子）　じゃあ、プライベートなことはともかく、その方が元気で働いていればいいということですか。

○13番（倉田利奈）　だから、どういうふうにフォローされてきて、今どんな状況なのか。例えば、すごく、衛生委員会とかに諮ったり、いろんな医師の治療をきちんとされてきたとか、そういったことをしっかり確認してこうですよってことであれば、こういう事・が起こったけど、それに対してはきちんとした対応ができたので、私は、今回新任できますっていうことを言えるじゃないですか。

ですから、そこのあたりを聞いているわけです。全く関係ないっていうのは、なぜ関係ないのか逆に教えてください。

○議長（神谷直子）　事・でもないですし、その議案に関しては、この人物がふさわしいかどうかであって、その栄養士の方がどうなったとか、そういった栄養士の方のプライベートは、議案に関係ないと私は思いますので、その部分は。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈）　ですから、どのように対応されてきたのかっていうところについて、お聞かせください。

[不規則発言あり]

○議長（神谷直子）　市長。

○市長（杉浦康憲）　個別の案件に関して、僕もそんなに最後までどうなったかっていうのはここで発言することではないと思いますし、当然、村越先生も教職員になって30何年たってますので、ほかにもいろいろと紆余曲折あったと思います。それについて、一々その案件はどうだ、こうだという話をしたかというとなんかともしてません。

現時点において、教育委員会、先生、現場の方々等含め、お話をした中で、村越氏が適任だということ考えております。

○議長（神谷直子）　ほかに。

[不規則発言あり]

[「議事進行」と呼ぶ者あり]

[「暫時休憩をお願いいたします。」と呼ぶ者あり]

○議長（神谷直子）　暫時休憩いたします。

午前11時4分休憩

午前11時7分再開

○議長（神谷直子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

倉田議員に申し上げます。

先ほど、事・という言葉をお使いになりましたが、そちらは犯罪をしたように聞こえますので、不適當と考えますので、そういう事柄があったということに言い直していただけますか。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） 事・とは、これ辞書を引いていただくと分かりますが、出来事っていう意味です。そして、議会における事・とは、議案その他の案件のことを示します。この件につきましては、きちんと補正議案として出ておりますので、何も問題ございません。

○議長（神谷直子） 私が言ったのは、その事・という言葉は犯罪に聞こえるので不適當と考えるので、そういった事柄があったというように言い換えていただけますかと、お願いをしているのですが。もちろん、その事・という事柄ということになるんですけども、市民の方が聞いたときに、犯罪のように聞こえるのではないかということを考えますと、事・という言葉ではなくて、事柄という言葉に置き換えていただきたいんですけども。もし、置き換えていただけないようでしたら、議長権限をもって置き換えるということを命令しますが。でも。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） 行政用語なんですけど、それをわざわざ変えるんですか、議長が。これ行政用語ですよ。案件ではなく、事・を用いて行政用語となっておりますので、それを議長が変えるというのはあまりにもおかしいと思います。以上です。

〔不規則発言あり〕

○議長（神谷直子） 事・というのは行政用語でも使いますが、今のその事・というこの言葉の中の事・というのは、あまりにも犯罪のように聞こえますので、そこは変えていただきたい。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） 犯罪ではありません。行政用語として事・として使いました。以上です。

〔不規則発言あり〕

○議長（神谷直子） 市民の方がどう取るかということですので、私は危険性がある限り、その事柄に言い直していただきたいと今お願いをしているんですけども、無理そうでしたら、私の権限で、事・を事柄に変えますけれども、よろしいですか。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） いや、それ職権乱用だと思いますので、議長がそんな、私が本当にいわゆる放送禁止用語を言ったとか、あまりにも不適切な言葉を言ったのであれば、それは議長権限でそれは私のいわゆる議事録から削除、変更なりできますけど、これはできませんよ。これは、だって行政用語であることですので、私は正しく申し上げておりますので、変更については認めま

せん。

〔不規則発言あり〕

○議長（神谷直子） もちろん、そのことがあったっていうことを事・とも言いますし、行政用語で使われているということもありますけれども、一般の市民の方が聞いたときに、今のあの言い方だと、やはり犯罪のように聞こえてしまう。給食費のことは、ちょっとお金に関わることでありますので、やはりそちらは事柄とかそういった案件があったとかっていう形で言い直していただきたいんですけど。無理そうでしたら、やっぱり議長権限でその部分だけ事柄ということに置き換えますけど。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） それでは、先に進めます。

ほかに質疑ある方、お見えになりますか。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） ほかに質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし。」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 賛成討論を求めます。

2番、荒川議員。

〔2番 荒川義孝 登壇〕

○2番（荒川義孝） 議長のお許しをいただきましたので、同意第2号 教育委員会教育長の任命について、市政クラブを代表して賛成の立場で討論をいたします。

本市の未来を担う子供たちの教育は、まちづくりの根幹であります。少子化の進行、価値観の多様化、ICT教育の推進、不登校や特別な支援を要する児童生徒への対応など、教育行政を取り巻く環境は大きく変化しております。こうした時代において求められる教育長像は、現場を深く理解し、教職員や子供たち、そして保護者の声に真摯に耳を傾けながら、的確にかじ取りができる人物であります。

今回、選任が提案されている村越茂樹氏は、翼小学校校長として教育現場の最前線に立ち、学

校経営を担ってみえます。児童一人一人に寄り添う姿勢を大切に、教職員の組織力を高めながら地域と連携した学校づくりを推進してこられた実績は、高く評価すべきところであります。

とりわけ地域行事やPTA活動を通じて、保護者、地域住民との信頼関係を築いてこられた経験は、地域と共にある教育の実現に大きく寄与するものだと確信いたします。

また、高浜市教育委員会学校経営グループ主幹、愛知県教育委員会西三河教育事務所課長、愛知県小中学校校長会副会長を歴任されたことから、教育行政に精通するとともに幅広い知識と人的なつながりをお持ちであります。学校現場と教育行政、本市と愛知県とを橋渡しができるからこそ、教育施策が現場に与える影響を的確に見通し、実効性のある施策を展開できる強みがあります。

教育は、結果がすぐ見えるものではありません。しかし、信念と経験を備えたリーダーの下で一貫した方針を持ち続けることが、将来の高浜市を支える人材育成につながっていきます。

村越茂樹氏のこれまでの実績と人柄、そして教育に対する情熱は、本市の教育行政のトップとしてふさわしいものであると考えます。

以上のことから、皆様方におきましても、本同意案に御賛同賜りますようお願い申し上げ、賛成討論といたします。

〔2番 荒川義孝 降壇〕

○議長（神谷直子） 反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 賛成討論を求めます。

14番、黒川議員。

黒川議員は自席での討論を認めますので、自席でお願いいたします。

○14番（黒川美克） それでは、議長のお許しをいただきましたので、同意第2号 教育委員会教育長の任命について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

提案されました村越茂樹氏は、本市で長く教員として子供たちと向き合い、港小学校では教頭、翼小学校では校長という要職を二度も務め、本市の教育現場で尽力された人物であります。

また、本市の教育委員会学校経営グループ主幹としての勤務経験や、愛知県教育委員会西三河教育事務所課長としての多くの市町村との関わりのある立場での職責も果たされており、信頼の厚い方で、本市の教育長として最適任者であると思います。

今回、大変な重責を担わんとする御本人の英断に対して、心からの敬意を表し、賛成討論とさせていただきます。

○議長（神谷直子） 反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 賛成討論を求めます。

[発言する者なし]

○議長（神谷直子） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

同意第2号 教育委員会教育長の任命について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（神谷直子） 起立多数であります。よって、本案は原案に同意することに決定いたしました。

○議長（神谷直子） 日程第7 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（深谷直弘） それでは、同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、提案理由を申し上げます。

議案参考資料6 ページを併せて御覧いただきますようお願い申し上げます。

本案は、現委員の内藤 誠氏が令和8年3月31日で任期満了となりますので、新たに毛受洋恵氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の御同意を賜りたく、御提案をさせていただくものでございます。

同氏は、長年、農用地利用改善組合農業振興事業委員や農地利用最適化推進委員を務められるなど、豊かな知識と経験を有しておられます。また、長年、保護司を務めておられるなど、社会奉仕の精神を持ち、誠実な人柄であります。培った知識と経験を生かし、委員として中立的な立場から、固定資産課税台帳に登録をされた事項に関する不服の審査、決定に当たりまして、公平に行っていただけるものと確信をいたしております。

なお、任期につきましては3年となります。何とぞ、御同意を賜りますようお願いを申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（神谷直子） これより質疑に入ります。

[発言する者なし]

○議長（神谷直子） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神谷直子） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 賛成討論を求めます。

11番、鈴木議員。

〔11番 鈴木勝彦 登壇〕

○11番（鈴木勝彦） 議長のお許しをいただきましたので、同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、毛受洋恵さんを適任と認め、市政クラブを代表して賛成の立場から討論を行います。

毛受さんは、あいち中央農業協同組合、JAあいち中央の理事を歴任されるなど、本市の基幹産業である農業の実情に精通されています。また、高浜市農地利用最適化推進委員や高浜市都市計画審議会委員として、土地利用や都市計画の専門的な議論に深く携わってこられました。固定資産評価審査委員会には、適正な価格評定を行うための公平、中立な視点に加え、地域の実情に即した専門的な知見が求められています。

毛受さんが持つ農地利用と都市計画の双方にわたる豊富な経験は、本市の適正な税務行政の執行において、極めて大きな力を発揮するものと確信しております。

さらに、保護司や市民予算枠事業推進委員など、多方面で社会貢献活動に尽力されている点は、その人格の誠実さと市民目線を併せ持っていることのあかしです。

以上のことから、毛受洋恵さんは固定資産評価審査委員会委員として、これ以上ない適任者であると判断し、同意第3号の賛成討論といたします。

どうか多くの議員の皆様方の御賛同をいただきますよう、よろしく願い申し上げまして、賛成討論とさせていただきます。

〔11番 鈴木勝彦 降壇〕

○議長（神谷直子） 反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（神谷直子） 起立全員であります。よって、本案は原案に同意することに決定いたしました。

○議長（神谷直子） 日程第8 議案第3号から議案第15号までを会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

逐次、提案理由の説明を求めます。

会計管理者。

○会計管理者（山下浩二） それでは、議案第3号 指定金融機関の指定について、御説明申し上げます。

本案は、現在の指定金融機関である岡崎信用金庫との契約期間が本年6月30日をもって満了することに伴い、再度、岡崎信用金庫を指定金融機関として指定したく、地方自治法施行令第168条第2項の規定により、提案するものでございます。

なお、今回の指定金融機関の選定に当たりましては、市内に支店を置く岡崎信用金庫、碧海信用金庫、西尾信用金庫、愛知県中央信用組合、あいち中央農業協同組合の5金融機関に対しまして、指定金融機関受入れに関する意思確認及び意向調査票を送付し、回答を依頼しました。

その結果、岡崎信用金庫が本市にとって最も有利な条件であることから、同金庫を指定金融機関として指定をお願いするものでございます。

岡崎信用金庫の経歴は、参考資料にございますとおり、指定金融機関としての実績も豊富であり、公金の取扱いについても的確に行っていたと確信しております。

なお、契約期間につきましては、令和8年7月1日から令和11年6月30日までの3年間といたします。

以上、御説明申し上げましたが、慎重なる御審議の上、御可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（神谷直子） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 議案第4号 高浜市行政手続条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書のほか、議案参考資料11ページから13ページの新旧対照表及び14ページの概要資料を御覧ください。

本案は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律により、行政手続法等が改正されたことに準じ、公示送達デジタル化について改正を行うものでございます。

改正の概要でございますが、第15条では聴聞の通知の方式について、不利益処分の名宛人とな

るべき者の所在が判明しない場合に行う公示送達について、新たにデジタル化の方法により行うことができる旨を規定するとともに、当該通知の到達したものとみなす時期を規定するものでございます。

なお、デジタル化の方法につきましては、規則で定める方法とし、その方法は、インターネットを通じて閲覧できる状態に置くこととしております。

第22条では、聴聞の期日が続行する場合に、当事者または参加人に対して通知する続行期日の通知について、また、第29条では、弁明の機会の付与の通知について、いずれもデジタル化手法により行う第15条の規定が準用される旨を規定するものでございます。

なお、附則において、この条例は令和8年5月21日から施行することとしております。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（神谷直子） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） それでは、議案第5号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について、御説明申し上げます。

今回の改正は、国民健康保険税の税率の改定及び子ども・子育て支援納付金課税額の新設について、所要の規定の整備を行うものでございます。

初めに、改正の背景について御説明いたします。

参考資料39ページをお願いします。

まず、国民健康保険税の税率改定についてでございます。

平成30年度に、県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、以降、多くの自治体が標準保険税率を参考に税率を引き上げてきました。

本市におきましては、令和5年度より、歳入不足への対応として国民健康保険支払準備基金の取崩しにより、他市と比べて低い税率に抑えてきました。しかし、令和8年度は、基金を活用しても歳入不足を補うことができない状況となり、健全な国民健康保険財政の継続及び激変を緩和する観点から、令和8年度の税率改定が必要となりましたので、条例改正をお願いするものでございます。

43ページをお願いいたします。

次に、子ども・子育て支援納付金課税額の新設に係る規定の整備についてでございます。

子ども・子育て支援金制度は、全世代や企業から医療保険の保険料と合わせて子ども・子育て支援金を拠出し、社会全体で子どもや子育て世帯を応援する制度で、国民健康保険におきましても令和8年度から国民健康保険税に上乘せして、子ども・子育て支援金を徴収することになっていきますので、条例改正をお願いするものでございます。

次に、改正の内容について御説明いたします。

資料お戻りいただき16ページの新旧対照表をお願いします。

第2条第1項第1号は、子ども・子育て支援法の規定による子ども・子育て支援納付金を課税額に追加し、17ページをお願いしまして、第5項は、子ども・子育て支援納付金に係る課税額について、所得割額並びに均等割額及び平等割額の合計額に18歳以上の均等割額を加算した額と定めています。

第3条から第5条の2までは、医療分について規定しており、第3条第1項は、所得割額の税率を100分の5.73から100分の6.78に、18ページをお願いしまして、第5条は、均等割額の税額を2万9,000円から3万5,800円に、第5条の2は、平等割額の税額について、国民健康保険被保険者であった方が後期高齢者医療制度へ移行したことにより、その世帯の国保被保険者が1名だけとなったいわゆる特定世帯と特定世帯に該当後5年を経過した特定継続世帯、また、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯について、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は2万3,800円から2万3,000円に、特定世帯は1万1,900円から1万1,500円に、特定継続世帯は1万7,850円から1万7,250円にそれぞれ改めております。

第6条から第7条の3までは、後期高齢者支援金等課税額について規定しており、第6条は、19ページをお願いしまして、所得割額の税率を100分の1.93から100分の2.35に、第7条の2は、均等割額の税額を9,900円から1万1,800円に、第7条の3は、平等割額の税額について、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は7,800円から7,600円に、特定世帯は3,900円から3,800円に、特定継続世帯は5,850円から5,700円にそれぞれ改めております。

第8条から第9条の3までは、介護保険金課税額について規定しており、第8条は、所得割額の税率を100分の1.85から100分の2.11に、第9条の2は、均等割額の税額を1万2,400円から1万1,900円に、第9条の3は、平等割額を7,000円から5,900円にそれぞれ改めております。

20ページをお願いします。第9条の4から第9条の7までは、子ども・子育て支援納付金課税額について規定しており、第9条の4は、所得割額の税率を100分の0.29に、第9条の5は、均等割額の税額を1,300円に、第9条の6は、18歳以上の均等割額の税額を100円に、第9条の7は、平等割額の税額について、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は800円に、特定世帯は400円に、特定継続世帯は600円に、それぞれ定めております。

第23条の第1項は、減額措置が適用される場合の減額する額を規定しており、21ページから23ページまでの第1号は、7割軽減が適用される場合の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額、子ども・子育て支援納付金課税額、それぞれの均等割額及び平等割額を改定しております。同様に、23ページから25ページまでの第2号は、5割軽減が適用される場合について、25ページから27ページまでの第3号は、2割軽減が適用される場合について、それぞれ減額する額を改定しております。

27ページからの第2項は、未就学児の均等割額の減額措置が適用される場合の減額後の額を規定しており、27ページから28ページにかけての第1号が基礎課税額の均等割額について、第2号

が後期高齢者支援金等課税額の均等割額について、第3号が子ども・子育て支援納付金課税額の均等割額について、それぞれ7割軽減、5割軽減、2割軽減、軽減なしの区分に応じ、減額後の額を改定しております。

29ページをお願いしまして、第3項は、出産被保険者に係る産前産後期間の減額規定で、第7号から第9号までは、子ども・子育て支援納付金課税額について規定しており、第7号が所得割額の減額について、第8号が均等割額の減額について、30ページをお願いしまして、第9号が18歳以上の均等割額の減額について、それぞれ規定しております。

第4項は、子ども・子育て支援納付金課税額に係る均等割額について、高校生年代18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までは全額減額する旨を規定しております。

その他、引用規定の整備等を行っております。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和8年4月1日から施行することとし、令和8年度以降の分の国民健康保険税について適用することといたしております。

以上、議案第5号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご説明申し上げます。

○議長（神谷直子） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦睦彦） 議案第6号から議案第9号までの4議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

初めに、議案第6号 高浜市犯罪被害者等支援条例の制定について、御説明申し上げます。

議案書及び議案参考資料46ページも併せて御覧ください。

本案は、犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪などにより被害を受けた方や、その家族、遺族の支援について市の基本理念を定め、市及び市民などの責務を定めることにより、犯罪被害者などが必要とする施策を総合的に推進し、もって、犯罪被害者などを支える地域社会の実現を図るため、本定例会に条例を上程するものでございます。

主な内容といたしましては、第2条では、犯罪等、犯罪被害者等、支援等、二次被害者、関係機関等の定義を規定しており、第3条では、犯罪被害者などを支援するための基本的な考えについて規定しております。

第4条では、市の責務、第5条では、市民の役割、第6条では、事業者の責務をそれぞれ規定しております。

続きまして、第7条では、市が犯罪被害者などに対し、相談及び情報の提供などを行うこと、防災防犯グループに総合窓口を設置することを規定し、第8条では、犯罪被害者などが経済的な困窮に直面した場合の経済的負担の軽減を図るために、市が必要な支援を行うことを規定しております。

また、第9条では、広報及び啓発を規定し、第10条では、支援を担う人材の育成について規定しております。

第11条では、犯罪被害者などに係る個人情報の適切な管理、第12条では、犯罪被害者などに対し支援を行うことが社会通念上適切でない認められるときは、市は支援を行わないこととしております。

なお、附則において、本条例の施行日は令和8年4月1日とするものであります。

次に、議案第7号 高浜市水道事業及び下水道事業審議会条例の制定について、提案理由を申し上げます。

議案書及び議案参考資料48ページも併せて御覧ください。

本案は、水道事業及び下水道事業の適切かつ健全な運営を図ることを目的とし、高浜市水道事業及び下水道事業審議会の設置及び運営について必要な事項を定めるため、新たに条例を制定させていただくものでございます。

主な内容といたしましては、第2条では、市長の諮問に応じ、事業の運営及び運営について調査、審議を行うことと規定し、第3条では、委員は10人以内で組織し、識見を有する方や各種団体を代表する市民などを市長が任命することを規定しております。

第4条では、委員の任期、第5条は、会長及び副会長の任命や職務を、6条は、会議の招集、第7条は、必要に応じて関係者の出席を求めることができることを規定しております。

第8条では、委員の守秘義務、9条は、審議会の庶務、第10条は、その他必要な事項は市長が別に定めると規定しております。

なお、附則の第1項において、本条例の施行日は令和8年4月1日とし、第2項では、本条例に伴い、高浜市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の別表に、水道事業及び下水道事業審議会委員を加えるものでございます。

続きまして、議案第8号 高浜市上水道事業給水条例及び高浜市公共下水道条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

議案書及び議案参考資料49ページの新旧対照表、51ページの資料も併せて御覧ください。

本案は、災害その他の非常の場合において、市長の指定を受けた者以外による給水装置工事及び排水設備工事を可能とするため、高浜市上水道事業給水条例及び高浜市公共下水道条例の一部改正を行うものでございます。

改正の内容は、第1条では、高浜市上水道事業給水条例の第11条第1項に、災害その他非常の場合において、他の水道事業者または公共団体の長が指定した者が施行できるよう、ただし書以降を加え、あわせて、同上第2項及び第12条第2項中の指定給水装置工事事業者を指定給水装置工事事業者等に改めるものでございます。

第2条では、高浜市公共下水道条例の第9条に高浜市上水道事業給水条例と同様に、ただし書以降を加えているものでございます。

なお、附則において、施行日は令和8年4月1日とするものでございます。

最後に、議案第9号 高浜市消防団等公務災害補償条例の一部改正について、御説明申し上げます。

議案書及び議案参考資料52ページの新旧対照表、55ページの資料も併せて御覧ください。

本案は、非常勤消防団員に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正が必要となったことから、補償基準額及び扶養に係る補償基準額の加算額について改正を行うものでございます。

改正の内容は、第5条第2項第1号及び別表における補償基準額について、団長及び副団長は1万2,900円を1万3,340円に、1万3,700円を1万4,170円に、1万4,500円を1万5,000円に、分団長及び副分団長は1万1,300円を1万1,670円に、1万2,100円を1万2,500円に、1万2,900円を1万3,340円に、部長、班長及び団員は9,700円を1万円に、1万500円を1万840円に、1万1,300円を1万1,670円に、それぞれ引き上げるものでございます。

なお、第5条第2項第2号において、消防作業従事者などの補償基準額の最低額を9,700円から1万円に、同条ただし書中、1万4,500円を1万5,000円に引上げを行うものでございます。

次に、第5条第3項においては、扶養に関わる補償基礎額の加算額について、100円を433円に改め、第2号に該当する扶養親族については、1人につき383円を削除し、第3号から第6号までを第2号から第5号までに改め、同条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から6号までを1号ずつ繰上げを行うものであります。

なお、附則の第1項において、本条例の施行日は令和8年4月1日とし、附則の第2項では、改正後の第5条第2項及び第3項並びに別表の規定に、この条例の施行日以後に支給すべき事由が生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例とするものでございます。

説明は以上となります。よろしく御願いいたします。

○議長（神谷直子） 企画部長。

○企画部長（野口恒夫） それでは、議案第10号から議案第12号までの3議案につきまして、御説明申し上げます。

初めに、議案第10号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

参考資料の62ページをお願いいたします。

本案は、今年度の人事院勧告に基づき、通勤手当の改定を行うためであります。

主な改正内容は2点ございます。

まず1点目は、自動車等使用者について、これまで60キロ以上の場合、1か月当たり3万

8,700円が上限でありましたが、65キロメートル以上から100キロメートル以上までの区分（5キロ刻み）を新設し、上限を6万6,400円とするもの。

2点目は、1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当の新設でございます。

ほかに、今回の条例改正に合わせ、その他所要の規定の整備を行ってございます。

施行日は、令和8年4月1日としております。

続きまして、議案第11号 高浜市職員の旅費に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

参考資料の79ページをお願いいたします。

本案は、国において、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律が施行され、本市においても、国家公務員の旅費の見直しに準じて、旅費の種目及び支給内容、対象の見直し等の改定を行うためであります。

主な改正内容でございますが、昨今の物価高騰等の影響で、実際の宿泊料等を超過する場合がありますことを考慮し、これまで定額として支給していた旅行に要する費用を実態、運用に即して実費を弁償するためのものとして、表に記載のとおり、旅費の種目及び支給内容を改正するものでございます。

また、旅行者に直接旅費を支給するだけでなく、旅行役務提供者への支払いを可能とするように見直しを行います。

ほかに、今回の条例改正に合わせ、所要の規定の整備を行っております。

なお、附則におきまして、施行日を令和8年4月1日とするとともに、経過措置としまして、改正後の条例の規定は、この条例の施行日以降に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行につきましては、従前の例によるとします。

また、高浜市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例、高浜市証人等の実費弁償に関する条例及び高浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例につきましても、今回の条例改正に合わせて改正を行います。

続きまして、議案第12号 高浜市事務分掌条例の一部改正について、御説明申し上げます。

80ページの新旧対照表も併せて御覧いただきますようお願いいたします。

本案は、本市の行財政改革を推進するため、行政組織の改革を行うためであります。

改正内容でございますが、第1条では、行政組織として設置する部を定めておりますが、部に属しない市長直轄組織を設置するための条文の整備でございます。

新たに設置する部署の名称は、行財政改革グループを予定しております。

第2条では、現行の第1項を第2項に繰り下げ、新たに第1項として、市長直轄組織の事務分掌として、行財政改革推進に関することを追加するものであります。

施行日は、令和8年4月1日としております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（神谷直子） 福祉部長。

○福祉部長（竹内正夫） それでは、議案第13号 高浜市障害者扶助料支給条例の一部改正について、提案理由を御説明申し上げます。

参考資料81ページの新旧対照表も併せて御参照ください。

本案は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、新たなサービスが創設されたことによる条ずれにより、引用している条文を改正するものであります。

改正の内容は、支給要件を定める第3条第1項第2号中の、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第15項を第5条第18項に改めるものであります。

なお、附則におきまして、この条例の施行を公布の日からといたしております。

説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（神谷直子） こども未来部長。

○こども未来部長（磯村順司） それでは、議案第14号、議案第15号について、説明をさせていただきます。

まず、議案第14号 高浜市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定につきまして、議案書及び参考資料に基づき説明をさせていただきます。

提案理由は、議案書にありますように、令和8年度から実施する特定乳児等通園支援事業の運営について、基準を定めるためであります。

参考資料の82ページを御覧ください。

制定の背景・趣旨にありますように、事業者が乳児等通園支援事業の実施に当たり、乳児等支援給付費を受けるには、市町村の確認を受ける必要があります。

確認を受けた事業者は、特定乳児等通園支援事業者となりますが、確認を受けるに当たって、事業者が遵守すべき基準については、法の規定により、内閣府令で示される国基準に基づき、条例で定めることとなっているため、本条例を制定するものでございます。

条例の概要ですが、運営に関する基準は国基準を踏まえて制定しますが、あえて国基準とは異なる規定を設ける必要性がないため、第3条にて、内閣府令の定めるところによるとしております。

内閣府令の主な内容ですが、第2章第1節が利用定員に関する基準についてで、第3条に1時間当たり及び一月当たりの利用定員を定めることが規定されております。

第2章第2節は運営に関する基準で、第4条から第32条までの規定があり、第4条では、面談で心身の状況及び養育環境を把握すること、第11条では、提供した日時など必要な事項を記録す

ること、第16条では、相談に適切に応じ、必要な助言や援助をすること、第19条では、11項目に関する規定を定めることなどについて規定をされております。

施行日は、令和8年4月1日となります。

続きまして、議案第15号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正につきまして、議案書及び参考資料に基づき説明をさせていただきます。

提案理由ですが、令和7年12月17日の全員協議会にて、公共施設の運営見直しにおけるグラウンド照明設備利用の一部廃止について説明をさせていただきましたとおり、照明設備の状態及び利用状況を勘案して、議案書にありますように、流作グラウンド及び吉浜小学校屋外体育施設の照明施設を廃止するものでございます。

改正内容につきましては、参考資料の83、84ページの新旧対照表を御覧いただきますようお願いいたします。

まず、83ページの流作グラウンドの欄ですが、改正前にある照明施設とその金額の欄を削除するものです。

続きまして、84ページの吉浜小学校の欄ですが、改正前にある屋外体育施設照明施設とその金額の欄を削除するものでございます。

施行日は、令和8年4月1日となります。

説明は以上となります。よろしくようお願いいたします。

○議長（神谷直子） 暫時休憩いたします。再開は1時。

午前11時53分休憩

午後1時00分再開

○議長（神谷直子） 休憩前に引き続き会議を始めます。

日程第9 議案第16号から議案第21号までを会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

逐次、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 議案第16号 令和7年度高浜市一般会計補正予算（第12回）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の7ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4億1,814万4,000円を追加し、補正後の予算総額を206億1,282万4,000円といたすものでございます。

12ページをお願いいたします。

繰越明許費は7件で、いずれも年度内の完了が見込めないことから、令和8年度に繰り越すも

のでございます。

14ページをお願いいたします。

債務負担行為補正は8件で、いずれも契約金額の確定により限度額を変更いたすものでございます。

16ページ、17ページをお願いいたします。

地方債補正では、1段目のふれあいプラザ改修事業、中段の老人憩の家改修事業、下段の道路整備事業、中根橋改修事業、市営住宅改修事業及び中学校施設改修事業並びに18ページ、19ページをお願いいたしまして、幼稚園改修事業、女性文化センター改修事業は、事業費の確定等により限度額を増減いたすもので、減収補てん債は、限度額を新たに設定いたすものでございます。

62ページ、63ページをお願いいたします。

歳入の主なものについて申し上げます。

1款1項市民税、2項固定資産税、4項市たばこ税及び5項都市計画税は、決算見込みに伴い増減いたすものでございます。

3款1項利子割交付金は、利率の上昇により増額いたすものでございます。

64ページ、65ページをお願いいたします。

14款2項1目総務費国庫補助金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、戸籍システム及び住民記録システムの修正業務委託料に対し交付されるもので、デジタル基盤改革支援補助金（地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業）は、補助対象事業の確定に伴い減額いたすもので、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、定額減税補足給付金給付事業費の確定に伴い、減額いたすものでございます。

68ページ、69ページをお願いいたします。

17款1項4目総務費寄附金の職員研修基金指定寄附金は、匿名の方から御寄附いただいたもので、5目教育費寄附金の高浜シティマラソン指定寄附金は、西岡昭彦様から御寄附いただいたものでございます。

18款1項1目基金繰入金の財政調整基金繰入金は、今回の補正の財源調整として減額いたすものでございます。

70ページ、71ページをお願いいたします。

20款4項2目雑入の小学校給食費及び中学校給食費は、決算見込みにより減額いたすものでございます。その他、歳入全体を通じまして、決算見込みや交付額の決定などにより、負担金、国県支出金、財産収入などについて増減いたしております。

74ページ、75ページをお願いいたします。

歳出の主なものについて申し上げます。

2款1項12目企画費の3みんなでまちづくり事業は、ふるさと応援交付金の申請が見込まれる

ため増額いたすもので、8ふるさと応援事業は、企業版ふるさと納税の申請が見込まれるため、仲介手数料を増額いたすものでございます。

20目諸費は、補助金等の精算に伴う返還金を計上するものでございます。

76ページ、77ページをお願いいたします。

2款1項21目定額減税補足給付金給付事業費は、給付事業が終了したため減額いたすものでございます。

3項1目戸籍住民基本台帳費の3戸籍住民基本台帳事務事業のうち、戸籍システム修正業務委託料及び住民記録システム修正業務委託料は、振り仮名等を記載するために必要な機能等を追加するシステム改修費を計上いたすものでございます。

80ページ、81ページをお願いいたします。

2款8項1目基金費の基金運用事業のうち財政調整基金積立金は、減収補てん債の活用等により積み立てるもので、職員研修基金積立金は、指定寄附金を積み立てるものでございます。

90ページ、91ページをお願いいたします。

9款1項1目消防費の5広域消防事業は、職員人件費の増額により衣浦東部広域連合分担金を増額いたすものでございます。

その他、歳出全体を通じまして、決算見込みや事業費の確定などにより、委託料、補助金、工事請負費などについて増減いたしております。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（神谷直子） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） それでは、議案第17号 令和7年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3回）について、御説明を申し上げます。

補正予算書の23ページをお願いします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,533万7,000円を追加し、補正後の予算総額を36億3,750万9,000円と定めるものでございます。

次に、歳入について申し上げます。

補正予算に関する説明書120、121ページをお願いします。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税の増額は、被保険者の所得金額の増加によるものでございます。

2款1項1目保険給付費等交付金の増額は、主に療養給付費の実績見込みの増によるものでございます。

3款1項1目利子及び配当金の増額は、国民健康保険支払準備基金利子の確定によるものでございます。

4款1項1目一般会計繰入金は、主に保険税軽減の補填に係る保険基盤安定繰入金の実績見込

みによる減でございます。

122、123ページをお願いします。

4款2項1目支払準備基金繰入金は、今回の補正に伴う財源調整でございます。

6款1項1目一般被保険者延滞金及び6款3項1目一般被保険者第三者納付金の減額は、実績見込みによるものでございます。

次に、歳出について申し上げます。

124、125ページをお願いします。

1款1項1目一般管理費及び1款2項1目賦課徴収費は、印刷製本費及び通信運搬費等の執行残による減額です。

2款1項1目一般被保険者療養給付費は、療養給付費の実績見込みによる増額です。

4款1項1目特定健康診査等事業費、4款2項1目保健衛生普及費及び3目保健指導費は、執行残による減額です。

126、127ページをお願いします。

5款1項1目支払準備基金積立金は、国民健康保険支払準備基金利子額の確定による増額です。

7款1項2目償還金は、保険者努力支援交付金の確定による増額です。

以上、議案第17号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

○議長（神谷直子） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦睦彦） 議案第18号 令和7年度高浜市土地取得費特別会計補正予算（第2回）について、御説明申し上げます。

補正予算書の29ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,624万3,000円を減額し、補正後の予算総額を6,654万5,000円といたすものでございます。

説明書の134、135ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款2項1目不動産売払収入は、当初、売却処分予定地の代替地の売却収入がなくなったことに伴い、3,624万3,000円を減額いたすものであります。

136、137ページをお願いいたします。

歳出の1款1項1目土地取得費のうち11節役務費、12節委託料、16節公有財産購入費は、予定をしておりました代替地の取得が見込めないことから、合計で3,588万5,000円を減額いたすものでございます。

2款1項1目予備費は、今回の補正予算の財源調整といたしまして減額をいたすものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいいたします。

○議長（神谷直子） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 議案第19号 令和7年度高浜市公共駐車場事業特別会計補正予算（第2回）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の35ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ37万3,000円を追加し、補正後の予算総額を3,364万5,000円といたすものでございます。

144ページ、145ページをお願いいたします。

歳入の2款1項1目利子及び配当金は、利子額の確定に伴い、駐車場施設整備基金利子を増額いたすものでございます。

146ページ、147ページをお願いいたします。

歳出の1款1項1目駐車場管理費の1公共駐車場管理事業は、事業費の確定により公課費を減額いたすもので、2基金積立事業は、利子額の確定等に伴い、積立金を増額いたすものでございます。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（神谷直子） 福祉部長。

○福祉部長（竹内正夫） それでは、議案第20号 令和7年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第5回）について、御説明申し上げます。

補正予算書の41ページをお願いいたします。

今回の補正は、保険事業勘定で歳入歳出それぞれ179万円を追加し、補正後の予算総額を31億3,340万4,000円といたすものであります。

介護サービス事業勘定につきましては、歳入歳出の総額に変更はなく、44ページをお願いをいたしまして、第2表歳入歳出予算補正のとおり、補正額はゼロ円となっております。

156、157ページをお願いいたします。

保険事業勘定の歳入でございます。

3款国庫支出金、4款支払基金交付金、5款県支出金及び7款繰入金は、いずれも歳出の介護予防・生活支援サービス事業費の通所型サービス事業給付費の実績見込みによる増額であります。

6款1項1目利子及び配当金は、介護給付費準備基金の利子額の確定に伴い、増額いたしております。

158、159ページをお願いいたします。

保険事業勘定の歳出でございます。

4款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費の通所型サービス事業支給費につきましては、通所型サービス利用者の増加に伴い、増額いたしております。

5款1項1目介護給付費準備基金積立金は、利子額の確定に伴い利子を積み立てるほか、今回の増額補正に伴い、基金積立金を減額いたすものであります。

続きまして、少し飛びまして、166、167ページをお願いいたします。

介護サービス事業勘定の歳入でございます。

1款1項1目介護予防給付手数料は、介護予防サービス計画手数料の実績見込みにより増額し、これに伴い、2款1項1目一般会計繰入金の職員給与費等繰入金を減額いたしております。

説明は以上であります。よろしくをお願いいたします。

○議長（神谷直子） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） それでは、議案第21号 令和7年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）について、御説明を申し上げます。

補正予算書の49ページをお願いします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ804万1,000円を追加し、補正後の予算総額を7億4,273万6,000円と定めるものでございます。

次に、歳入について申し上げます。

174、175ページをお願いします。

1款1項1目特別徴収保険料及び2目普通徴収保険料は、当初見込みに比べて、年金天引きによる特別徴収保険料の減少及び納付書等による普通徴収保険料の増加による増減で、保険料全体の増加理由は、被保険者の所得金額の増によるものでございます。

3款1項1目一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金の確定による減少です。

次に、歳出について申し上げます。

176、177ページをお願いします。

2款1項1目、後期高齢者医療広域連合納付金は、主に保険料収入の実績見込みに伴う増加です。

以上、議案第21号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（神谷直子） 暫時休憩いたします。

午後1時17分休憩

午後1時25分再開

○議長（神谷直子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中、13番議員の発言に対して、事柄、事・という言葉于事柄に置き換えますと申し上げましたが、事・の・を取り消すということでしょうか。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） 意味が分かりませんが、何を取り消すのでしょうか。

○議長（神谷直子） 事・の・という字を取り消すということでしょうか。事ということ。

○13番（倉田利奈） 取り消しません。

○議長（神谷直子）　そうですか。取り消さないということは、やっぱり事・という言葉は、民事事件や刑事事件、犯罪に聞こえるということと捉えられてしまうので、その件を、事・の・という文字を取り消すということを命じます。

そういった、もし私がそういうことを命じると、司法にというお話があったそうですが、あの私のほうではやはりその事・という言葉はやっぱり刑事事件とか民事事件、裁判案件になって聞こえてしまうので犯罪に聞こえるということで、事ということにしたいと思いますので。

13番。

○13番（倉田利奈）　民事事件が犯罪ですか。全く違いますよね。

事・っていうのは、案件のことであって何も私間違ったこと言ってますよ。間違ったこと言っていないにもかかわらず、なぜそれを取り消されるのか分かりません。これは本当にあの憲法における表現の自由を侵していると思いますので、私非常に問題だと思っております。取り消しをしないでください。何に基づいて取り消ししてるんですか、これは。条例ですか、規則ですか。どの条例でしょうか。教えてください。

○議長（神谷直子）　先ほども申しましたように、事・という言葉は犯罪や裁判案件に聞こえるので不適當ということで、事・の・を取り消して、事ということにしたいのですが。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈）　事・というのは、案件という意味で行政用語でございますので、私、全く間違った発言はしておりません。なので、全く間違った発言をしていないにもかかわらず、なぜそれを議長が取り消すのか。これは憲法における表現の自由を侵しておりますので、非常にこれは問題だと思っております。以上です。

もしこれ取り消すのであれば、法令上、どの法令に当たるか、お申し出ください。

○議長（神谷直子）　不適當ではないかという判断をしております、なぜ不適當かという、市民の方が聞いたときに犯罪に聞こえてしまうのではないかということで、事ということをお願いしたいのですけれども、それは無理ということでしたら、・を取り消すことを命じます。

○議長（神谷直子）　日程第10　議案第22号から議案第29号までを会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

逐次、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣）　それでは、議案第22号　令和8年度高浜市一般会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

予算書の7ページをお願いいたします。

一般会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ192億4,300万円と定めるものでございます。

12ページ、13ページをお願いいたします。

債務負担行為は、13の事項について定めるもので、ネットワーク機器借上料、公共施設LED照明器具借上料が主なものでございます。

14ページをお願いいたします。

地方債は、防災倉庫整備事業をはじめ9事業について、合わせて2億860万円を計上いたすものでございます。

53ページをお願いいたします。

歳入の主なものについて申し上げます。

1 款市税は93億2,406万6,000円で、前年度比1億8,675万7,000円の減を見込んでおります。

58ページをお願いいたします。

1 款市税の1 項1 目個人市民税は33億4,340万円、2 目法人市民税は4億1,280万3,000円、2 項1 目固定資産税は41億7,150万3,000円を見込んでおります。

60ページをお願いいたします。

3 項軽自動車税は1億4,671万4,000円、4 項市たばこ税は3億7,309万3,000円を見込んでおります。

62ページをお願いいたします。

5 項都市計画税は8億3,226万8,000円を見込んでおります。

64ページをお願いいたします。

6 款1 項法人事業税交付金は1億6,900万円、7 款1 項地方消費税交付金は13億7,900万円を見込んでおります。

66ページをお願いいたします。

9 款1 項地方特例交付金は1億3,954万2,000円、10 款1 項地方交付税は特別交付税として1億円を見込み、普通交付税は不交付を見込んでおります。

12 款1 項負担金は、7,844万7,000円を見込んでおります。

13 款1 項使用料は、68ページ下段の計欄のとおり9,801万4,000円を見込んでおります。

70ページをお願いいたします。

13 款2 項手数料は、6,028万5,000円を見込んでおります。

14 款1 項国庫負担金は、72ページ上段の計欄のとおり、30億4,571万2,000円を見込んでおります。主なものは、71ページ下段にお戻りいただきまして、障害者自立支援給付費負担金5億1,533万4,000円、73ページをお願いいたしまして、上段の児童手当負担金10億4,940万6,000円、子どものための教育・保育給付費負担金7億7,615万4,000円などでございます。

14 款2 項国庫補助金は、74ページをお願いいたしまして、上段の計欄のとおり8億3,573万2,000円を見込んでおります。主なものは、73ページにお戻りをいただきまして、デジタル基盤

改革支援補助金（地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業） 1億8,986万9,000円、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 1億3,958万2,000円、75ページ上段をお願いいたしまして、給食費負担軽減交付金 1億5,236万2,000円などがございます。

74ページをお願いいたします。

15款 1項 県負担金は、76ページをお願いいたしまして、上段の計欄のとおり10億139万3,000円を見込んでおります。主なものは、75ページ下段にお戻りいただきまして、障害者自立支援給付費負担金 2億5,766万7,000円、77ページ上段をお願いいたしまして、児童手当負担金 1億2,035万1,000円、施設型教育・保育給付費等負担金 3億1,406万7,000円などがございます。

84ページ、85ページをお願いいたします。

17款 1項 寄附金は、主なものとして、ふるさと応援寄附金 1億円を見込んでおります。

18款 1項 基金繰入金は、10億9,130万7,000円を見込んでおります。基金繰入金の主なものは、85ページ中段の 1 財政調整基金繰入金10億1,175万9,000円、 6 教育振興・子育て支援基金繰入金 7,400万円でございます。

88ページをお願いいたします。

20款 諸収入でございます。89ページ下段をお願いいたしまして、学校給食費として小中学校合わせて 1億40万9,000円を見込んでおります。なお、この見込み額は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金などを活用して、年間を通して、小学校 1食当たり320円、中学校 1食当たり120円を減じた額により積算しております。

93ページ上段をお願いいたします。

ポートレースチケットショップ高浜環境整備協力金は、7,400万円を見込んでおります。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。

100ページ、101ページをお願いいたします。

2款 総務費について申し上げます。

1項 3目 市民活動支援費の 3 地域内分権推進事業でございます。

102ページ、103ページをお願いいたしまして、補助金に青色回転灯装備車両購入費補助金を計上し、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、市内各まちづくり協議会に対し、青色回転灯装備車両の購入費を補助することにより、青色回転灯装備車両の更新を行い、地域の安全・安心を図ってまいります。

112ページ、113ページをお願いいたします。

12目 企画費の10DX推進事業でございます。

114ページ、115ページをお願いいたしまして、使用料及び賃借料に生成AI使用料を計上し、これまでの汎用的な利用に加え、本市の特定の業務データを読み込ませた生成AIを利用することで、職員の業務効率化を図ってまいります。

120ページ、121ページをお願いいたします。

18目防災対策費の1防災活動事業では、庁用器具費を計上し、全国瞬時警報システムJアラートの受信機を新型に更新し、引き続き、市民に緊急地震速報等を瞬時に届けるとともに、防災倉庫を高浜高校に2基、高浜小学校に1基、翼小学校に1基、合計4基設置し、避難所で使用する備品を敷地内に保管することにより、避難所の環境整備を図ってまいります。

138ページ、139ページをお願いいたします。

3款民生費について申し上げます。

1項2目地域福祉推進費の5避難行動要支援者支援事業では、140ページ、141ページをお願いいたしまして、委託料に避難行動要支援者サポート体制整備業務委託料を計上し、避難行動要支援者の個々の状況に応じた迅速かつ適切な避難支援が行われる体制を構築してまいります。

144ページ、145ページをお願いいたします。

6目高齢者社会参加推進費の1老人憩の家等管理運営事業では、工事請負費に高浜中部老人憩の家解体工事費を計上し、当該老人憩の家を解体し、跡地活用を図ってまいります。

180ページ、181ページをお願いいたします。

4款衛生費について申し上げます。

1項5目上水道費の1水道事業会計繰出金では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、令和8年4月から4か月分の水道基本料金を免除し、経済的な負担の軽減を図ってまいります。

2項1目ごみ処理・リサイクル推進費の5廃棄物処理事業では、委託料に分別収集特別拠点管理業務委託料、182ページ、183ページをお願いいたしまして、資源物分別拠点運營業務委託料などを計上し、特別拠点開設日を拡大するとともに地域分別拠点の運営管理をシルバー人材センターへ委託するなど、新たなリサイクル推進体制を構築してまいります。

188ページ、189ページをお願いいたします。

6款農林水産業費について申し上げます。

1項4目農地保全費の2排水路樋門維持管理事業では、委託料に服部新田排水機場実施設計書作成業務委託料を計上し、芳川町及び春日町地内の排水機能を有している服部新田排水機場が老朽化していることから、更新工事に向けて実施設計書等を作成してまいります。

218ページ、219ページをお願いいたします。

10款教育費について申し上げます。

2項1目、学校管理費の2小学校給食運營業業、222ページ、223ページをお願いし、3項1目学校管理費の3中学校給食運營業業、226ページ、227ページをお願いいたしまして、4項1目幼児教育費の3幼稚園維持管理事業の3事業では、賄材料費等を計上しておりますが、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金及び給食費負担軽減交付金を活用し、給食費の保護者負担の

軽減を図ってまいります。

238ページ、239ページをお願いいたします。

12款1項公債費は、元金は前年度比2,670万6,000円減の8億8,484万9,000円、利子は前年度比2,196万4,000円増の8,695万7,000円、合わせて9億7,180万6,000円を計上いたしております。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（神谷直子） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） それでは、議案第23号 令和8年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算について、御説明を申し上げます。

当初予算書の19ページをお願いします。

歳入歳出予算の総額を36億7,863万5,000円と定めるもので、予算規模は前年度に比べて6,235万3,000円、率にして1.7%増であります。

次に、歳入の主なものを申し上げます。

276、277ページをお願いします。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税は、本定例会に上程しております税率の改定及び被保険者の所得金額の増加により、医療給付費分現年度課税分は9,247万9,000円増の5億7,422万4,000円、後期高齢者支援金分現年課税分は3,444万1,000円増の1億9,729万円、介護納付金分現年課税分は464万8,000円増の6,989万2,000円を見込んでいます。

278、279ページをお願いしまして、本定例会に上程しております、子ども・子育て支援納付金分は2,351万円で、国民健康保険税全体では、前年度比1億6,077万5,000円増の9億929万8,000円を見込んでいます。

2款1項1目保険給付費等交付金は、市が支払う保険給付費に充当する普通交付金が主なもので、前年度並みを見込んでいます。

280、281ページをお願いします。

4款1項1目一般会計繰入金は、保険料軽減に係る保険基盤安定繰入金及び職員の人件費等、総務費に対応する費用を繰り入れています。

4款2項1目支払準備基金繰入金は、本年度末の基金残高見込の3分の2に当たる6,889万8,000円を繰り入れ、当初予算編成後の基金残高は約3,500万円であります。

次に、歳出の主なものを申し上げます。

284、285ページをお願いします。

1款1項1目一般管理費は、職員の人件費、子ども・子育て支援金賦課に係るシステム修正業務委託料、保険医療窓口業務委託料等を計上しています。

286、287ページをお願いします。

2款1項療養諸費は、療養給付費及び診療報酬明細書審査支払手数料等を計上しています。

2款2項1目一般被保険者高額療養費は、医療の高度化に伴い、前年度比969万8,000円増の3億2,216万4,000円を見込んでいます。

288、289ページをお願いします。

3款国民健康事業費納付金は、県の算定により確定しており、1項1目医療給付費分は、本市の1人当たりの納付金額が前年度比4.65%の伸びとなり、前年度比2,393万6,000円増の8億1,538万6,000円を計上しています。

290、291ページをお願いします。

3款4項1目子ども・子育て支援納付金分は、今回新設された納付金で2,613万3,000円を計上しています。

4款1項1目特定健康診査等事業費では特定健康診査委託料を、4款2項1目保健衛生普及費ではレセプト点検委託料を、2目疾病予防費では健康診査補助金を、3目保健指導費では、292、293ページをお願いしまして、生活習慣病重症化予防事業等業務委託料を計上しております。

以上、議案第23号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（神谷直子） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦睦彦） 議案第24号 令和8年度高浜市土地取得費特別会計予算について、御説明申し上げます。

予算書25ページをお願いいたします。

令和8年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ4,366万3,000円とするもので、前年度比336万5,000円の減額となっております。

説明書の312、313ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款1項1目基金運用収入及び2目財産貸付収入は、それぞれ所有地の貸付けにより299万4,000円を予定しております。

2項1目不動産売払収入の4,065万4,000円は、所有地の処分を見込み、計上いたしております。

314、315ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1款1項1目土地取得費の主なものは、12節委託料は、代替予定地などの用地測量業務委託料及び保有する土地の草刈業務委託料として112万8,000円を、16節公有財産購入費は、代替予定地などの用地取得費を見込み、3,965万3,000円を予定いたしております。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（神谷直子） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 議案第25号 令和8年度高浜市公共駐車場事業特別会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

予算書の31ページをお願いいたします。

予算総額は、歳入歳出それぞれ3,454万4,000円と定めるものでございます。

飛びまして、322ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款1項使用料は、三高駅西駐車場の使用料として、前年度比200万9,000円増の3,165万2,000円を見込んでおります。

324ページをお願いいたします。

歳出について申し上げます。

1款1項駐車場費は、前年度比241万1,000円増の3,254万4,000円を見込んでおります。

325ページの説明欄をお願いいたします。

1 公共駐車場管理事業の委託料において、株式会社日本メカトロニクスに対する三高駅西駐車場指定管理料として1,612万3,000円を、エレベーター改修工事設計業務委託料として344万1,000円を計上いたしております。また、使用料及び賃借料において、名古屋鉄道株式会社に対する駐車場敷地借地料として540万2,000円を計上いたしております。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（神谷直子） 福祉部長。

○福祉部長（竹内正夫） それでは、議案第26号 令和8年度高浜市介護保険特別会計予算について、御説明申し上げます。

予算書の37ページをお願いいたします。

保険事業勘定の予算総額は、歳入歳出それぞれ30億2,316万4,000円と定めるもので、前年度比0.8%、2,553万円の減といたしております。また、介護サービス事業勘定の予算総額につきましては、歳入歳出それぞれ7,134万6,000円と定めるもので、前年度比1.6%、115万2,000円の減額といたしております。

336、337ページをお願いいたします。

保険事業勘定の歳入でございますが、1款保険料は、前年度比0.9%増の7億3,992万円を見込んでおります。

340、341ページをお願いいたします。

2款使用料及び手数料は、生活援助員派遣手数料を計上いたしております。

342、343ページをお願いいたします。

3款国庫支出金、4款支払基金交付金、344、345ページをお願いいたしまして、5款県支出金につきましては、保険給付費や事業費に対する割合に応じてそれぞれ計上いたしております。

6款財産収入は介護給付費準備基金の利子を、7款繰入金是一般会計からの繰入金を計上し、348、349ページをお願いしまして、9款諸収入の主なもの、介護用品等給付費本人負担金であります。

次に、歳出について御説明申し上げます。

350、351ページをお願いいたします。

1 款総務費は、職員 5 人分の人件費のほか、被保険者証などの作成、賦課徴収、352、353 ページをお願いしまして、介護認定審査会及び介護認定調査、354、355 ページをお願いしまして、介護保険審議会などに係る経費をそれぞれ計上いたしております。

2 款保険給付費の 1 項介護サービス等諸費では、居宅介護、地域密着型介護、施設介護などのサービス給付費として 26 億 609 万 1,000 円を計上いたしております。

356、357 ページをお願いいたします。

2 項介護予防サービス等諸費では、要支援の方に対する介護予防や地域密着型介護予防などのサービス給付費を、3 項では高額介護サービス費を、4 項では高額医療合算介護サービス等費をそれぞれ計上いたしております。

358、359 ページをお願いいたします。

6 項特定入所者介護サービス費は、低所得の方が介護保険施設に入所した際、負担限度額を超える食費と居住費について、補足的な給付を行うものでございます。

3 款保健福祉事業費は、介護用品等の給付や住宅改修に係る補助金、いわゆる横出しサービスに係る経費の 23% 分を計上いたしております。

4 款地域支援事業費の 1 項介護予防事業費では、介護予防・生活支援サービス事業費として、訪問型サービスや通所型サービスなどを、360、361 ページをお願いいたしまして、介護予防ケアマネジメント事業費では、介護予防ケアマネジメント事業委託料をそれぞれ計上いたしております。

2 項一般介護予防事業費では、独居高齢者見守り実態把握事業のほか、介護予防の普及啓発に係る経費を計上いたしております。

3 項包括的支援事業・任意事業費では、362、363 ページをお願いいたしまして、生活支援員の派遣、介護サービス相談員の派遣、在宅医療・介護連携の推進、認知症支援に関する経費などを計上し、地域で自立した生活を送るための体制整備を行ってまいります。

364、365 ページをお願いいたします。

5 款基金積立金は、介護給付費準備基金の利子及び元金を積み立てるものであります。

続きまして、384、385 ページをお願いいたします。

介護サービス事業勘定の歳入でございます。

1 款使用料及び手数料は、前年度比 5.2%、55 万 1,000 円増の 1,122 万 4,000 円で、介護予防サービス計画手数料及び総合事業における介護予防プラン作成手数料が主なものであります。

2 款繰入金は、職員給与費等繰入金として 6,009 万 9,000 円を一般会計から繰り入れるものであります。

386、387 ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1 款サービス事業費は、介護予防サービス計画の作成などに係る職員 8

人分の人件費など、7,134万6,000円を計上いたしております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（神谷直子） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） それでは、議案第27号 令和8年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算について、御説明を申し上げます。

予算書45ページをお願いします。

歳入歳出予算の総額を7億6,135万3,000円と定めるもので、予算規模は前年度に比べて3,156万7,000円、率にして4.3%の増であります。

歳入の主なものを申し上げます。

402、403ページをお願いします。

1款1項後期高齢者医療保険料は、被保険者の所得金額の増加、均等割額の税率引上げ及び子ども・子育て支援分の保険料の新設により、404、405ページをお願いしまして、後期高齢者医療保険料全体では、前年度比2,695万5,000円増の6億813万9,000円を見込んでいます。

2款1項1目一般会計繰入金は、職員の人件費等、主に総務費に対応する費用及び保険料軽減に係る保険基盤安定繰入金を繰り入れています。

次に、歳出の主なものを申し上げます。

408、409ページをお願いします。

1款1項1目一般管理費は、職員4名分の給与、資格確認書発送に係る通信運搬費及び子ども・子育て支援事業に係るシステム修正業務委託料等を計上しています。

1款2項1目徴収費は、保険料決定通知書発送に係る通信運搬費等を計上しています。

410、411ページをお願いします。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、後期高齢者医療保険料の増加に伴い、前年度比3,119万3,000円増の7億724万4,000円を計上しています。

以上、議案第27号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（神谷直子） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦睦彦） 議案第28号及び第29号について、御説明申し上げます。

初めに、議案第28号 令和8年度高浜市水道事業会計予算について、御説明申し上げます。

第2条、業務の予定量は、給水栓数2万1,900栓を見込み、年間総水量は、過年度の実績及び本年度の給水状況等を考慮し、510万立方メートルを予定いたしております。1日平均給水量は1万3,973立方メートル、年間予想給水量を365日で除して算出した水量でございます。

主要な建設改良事業は、排水管網等布設整備工事といたしまして2,860万円、水道施設近代化工事といたしまして5億9,945万2,000円をそれぞれ予定し、水道施設整備を進めてまいります。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、第1款水道事業収益は9億2,799万8,000円を見込み、

水道事業費用では、第1項営業費用で県営水道受水費を含む配水及び給水費、総係費、固定資産減価償却費など9億1,860万5,000円、第2項営業外費用で支払利息など3,579万6,000円、第4項予備費を300万円とし、水道事業費用の総額は9億5,740万1,000円を予定いたしております。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、下水道工事に伴う配水管移設工事及び配水管布設工事を進めるとともに、老朽化した高浜配水場排水ポンプ施設の更新工事を実施するための建設改良費といたしまして、6億7,240万2,000円、企業債償還金5,250万5,000円、固定資産購入費を1,443万6,000円とし、資本的支出額は7億3,934万3,000円を予定し、これらの事業の財源といたしまして、企業債及び負担金で資本的収入額を4億1,091万7,000円と見込み、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3億2,842万6,000円につきましては、減債積立金及び建設改良積立金を取り崩し、残りを損益勘定留保資金等の内部資金で補填することといたしております。

6ページをお願いいたします。

第5条は、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるもので、業務委託3件の債務負担を設定するものであります。

第6条は、起債の目的、限度額などについて定めるもので、水道施設整備事業に対して3億円の起債を予定いたしております。

第7条から第10条までは、一時借入金の限度額並びに予算の流用などについて一般的事項を定めるものでございます。

続きまして、議案第29号 令和8年度高浜市下水道事業会計予算について、説明申し上げます。

第2条、業務の予定量は、水洗化人口2万9,100人、年間総処理水量298万3,000立方メートルを予定いたしております。1日平均処理水量は、8,173立方メートル、年間総処理水量を365日で除して算出したものでございます。

主要な建設改良事業は、管渠築造工事費といたしまして、13億3,773万6,000円を予定し、下水道施設整備を進めてまいります。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、第1款下水道事業収益12億4,005万2,000円を見込み、下水道事業費用では、第1項営業費用で維持管理費を含む管渠費、流域下水道維持管理負担金、減価償却費などで9億9,267万3,000円、第2項営業外費用で、支払利息など1億7,527万6,000円、第4項予備費を300万円とし、下水道事業費用の総額は、11億7,094万9,000円を予定いたしております。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、令和9年度以降、施行予定区域の実施設計、管渠築造工事、水道管、ガス管の移転補償費、矢作川・境川流域下水道衣浦東部処理区建設事業負担金など17億5,908万8,000円、固定資産購入費693万円、企業債償還金4億6,901万8,000円を予定し、これらの事業といたしまして、企業債、出資金、補助金、負担金で、資本的収入額を18億7,653万3,000円と見込み、基本的収入額が資本的支出額に対して不足する額につきましては、損益勘

定留保資金などの内部資金で補填することといたしております。

6 ページをお願いいたします。

第5条は、起債の目的、限度額などについて定めるもので、下水道施設整備事業に対して、13億1,470万円の起債を予定するものでございます。

第6条から第9条までは、一時借入金の限度額並びに予算の流用などについて、一般的事項を定めるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（神谷直子） 日程第11 報告第1号から報告第3号までを会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

逐次、報告、説明を求めます。

○議長（神谷直子） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦睦彦） 報告第1号 令和8年度高浜市土地開発公社の経営状況について、御報告申し上げます。

事業計画及び予算書の7ページをお願いいたします。

令和8年度に実施しようとする事業といたしましては、市道港線事業用地を新たに1か所87平方メートルの取得と、過年度に取得いたしました市道港線事業用地1か所47平方メートルを処分する計画といたしております。

次に、11ページをお願いいたします。

予算について申し上げます。

第3条、収益的収入及び支出は、第1款事業収益2,387万4,000円は、所有地処分に伴う売却収益及び不動産貸付収入などによるものでございます。

第2款事業外収益2,000円は、定期預金及び普通預金の受取利息と電柱の土地使用料の雑収益となっております。

次に、12ページをお願いいたします。

支出は、第1款事業原価2,314万5,000円で、内訳は、所有地処分に伴う売却原価と不動産貸付に伴う公租公課でございます。

第2款販売費及び一般管理費38万8,000円は、役員報酬、法人市県民税が主な支出となっております。

第3款予備費1,000円は、枠取りとなっております。

次に、第4条、資本的収入及び支出の収入は、第1款資本的収入4,441万5,000円で、内訳は、新たな用地取得に伴う費用や保有地の維持管理などに伴う費用に対する借入金と、所有地処分を収益的収入から資本的収入へ振り替える造成事業費用振替収入でございます。

次に、支出、第1款資本的支出4,441万5,000円で、主な内訳は、新たな用地の取得に伴う費用や保有地の維持管理費などに要する費用の公有地取得事業費及び処分する土地の借入金を償還する償還金でございます。

次に、第5条、借入金ですが、用地取得造成事業資金に充てるため、15億円を限度額とし、市内に営業所を持つ金融機関及び高浜市からの借入れをすることとしております。また、利息につきましては、借入先と協議をして定め、用地売却代金を収納した都度、償還するものとしてしております。

次に、16ページをお願いいたします。

資金計画でございます。

当年度の受入資金は、事業収益、事業外収益、借入金、前年度繰越金で、受入資金計といたしまして、6,096万6,000円を予定いたしております。支払資金は、附帯等事業原価、販売費及び一般管理費、予備費、公有地取得事業費及び償還金で、支払資金計といたしましては、4,560万7,000円を予定いたしております。

17ページをお願いいたします。

予定損益計算書でございます。

令和8年度当期純利益は、34万2,000円を予定いたしております。

18ページをお願いいたします。

予定貸借対照表です。

令和9年3月31現在の資産状況と負債資本状況を取りまとめたもので、資産合計は負債資本合計と同額の4億583万2,000円となっております。

報告は以上のとおりでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（神谷直子） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） それでは、報告第2号 令和8年度高浜市総合サービス株式会社の経営状況について、御報告申し上げます。

事業計画書及び収支予算書の5ページ、事業計画総括表をお願いいたします。

令和8年度の受託事業は、1公共施設維持管理サービス事業から7清掃サービス事業まで28事業の実施を予定し、会社独自の自主事業は、8物販・リース事業の3事業に取り組むこととしてしております。

各事業の詳細につきましては、7ページから11ページまでの事業計画明細書のとおりでございます。

続いて、13ページをお願いいたします。

収支予算書について申し上げます。

初めに、収入は、1款営業収入5億4,039万6,000円と2款営業外収入を合わせまして、5億

4,908万9,000円を予定いたしております。

次に、支出は、1款営業費用は5億3,996万8,000円で、これに2款営業外費用、3款法人税等を合わせまして、5億4,223万6,000円を予定いたしております。

14ページの貸借対照表をお願いいたします。

左の列の資産の部でございますが、流動資産は現金・預金、未収入金など2億3,011万8,000円、固定資産は有形固定資産、無形固定資産など1億2,091万2,000円、資産合計は3億5,103万円を見込んでおります。

次に、右の列の負債の部でございますが、流動負債は未払金、賞与引当金など6,507万4,000円、固定負債はゼロ円、負債合計は6,507万4,000円を見込んでおります。

純資産の部は、資本金5,000万円と利益剰余金2億3,595万6,000円を合わせまして、純資産合計は2億8,595万6,000円を見込んでおります。

15ページの損益計算書をお願いいたします。

売上高は5億4,039万6,000円を見込み、その内訳は、17ページをお願いいたしまして、売上高明細書のとおりでございます。15ページにお戻りをいただきまして、販売費及び一般管理費は5億2,196万8,000円を見込み、その内訳は、18ページをお願いいたしまして、販売費及び一般管理費明細書のとおりでございます。15ページにお戻りをいただきまして、経常利益は908万1,000円を見込み、税引後の当期純利益は685万3,000円を見込むものでございます。

最後に、16ページの株式資本等変動計算書をお願いいたします。

利益剰余金は、利益剰余金合計欄のとおり、前期末と当期を合わせまして、2億3,595万6,000円を見込むものでございます。

報告は以上のとおりでございます。

引き続きまして、報告第3号 専決処分の報告について、御説明申し上げます。

報告第3号の2ページ目をお願いいたします。

報告第3号は、吉浜小学校長寿命化改良工事に係る工事請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、同条第2項の規定により議会に御報告をいたすものでございます。

変更の内容といたしましては、吉浜小学校長寿命化改良工事につきましては、3年の工期内における学校の運営状況の変化に伴い、職員室の面積拡大のほか、給食室の非常照明や脱臭フィルター等の設置が必要となったための設計変更を行ったものでございます。その結果、令和6年12月定例会において御議決いただきました、変更前の契約金額15億8,840万円から660万円を増額し、変更後の契約金額を15億9,500万円としたものでございます。なお、変更金額の660万円は、契約金額の5%以内であり、かつ750万円以内でありますことから、市長の専決処分事項として指定されているものに該当いたすものでございます。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（神谷直子） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

再開は、3月3日午前10時であります。

本日はこれにて散会いたします。長時間、御協力ありがとうございました。

午後2時18分散会
